

# 利用者負担上限額管理 事務マニュアル V4.0



(平成21年4月及び10月からの上限額管理事務に関する  
一部制度変更の内容が盛り込まれています)

平成21年10月

神奈川県保健福祉部障害福祉課

※ このマニュアルは神奈川県における標準的な事務手続きを示したものであり、  
市町村により取り扱いが異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 利用者負担上限額管理 事務マニュアル 更新履歴

V (バージョン) 1.0



V1.1 (V1.0から誤字脱字のみ修正。内容には変更無し)



V2.0 (変更箇所は以下の通り)

- ・ 表紙及び中表紙の誤字修正
- ・ 目次にページ番号を一部記載
- ・ P10～12 「はじめに～」を追加
- ・ P13 上から2行目「エクセルシートは県から別途掲示します」という文言を既に掲示済みのため削除
- ・ P22 ポイント10を追加
- ・ P24 最終行※「平成19年9月現在」という文言を削除
- ・ P30 上限額管理加算を算定する場合の「利用者負担上限額管理結果」の記載について、説明を追加
- ・ P30 ポイント12を追加。またポイントを追加したことでP30、31のレイアウトが変更になっています
- ・ P37 ポイント15を追加
- ・ P43 ポイント16を追加
- ・ P44 ポイント17、記入例P45、46を追加
- ・ よくある質問にQ7、Q8、Q9を追加



#### V3.0（変更箇所は以下の通り）

- ・ マニュアル表紙及び中表紙のバージョン番号をv2.0→v3.0に変更
- ・ 目次記載のページ番号を一部変更
- ・ P26、31、35、38、41、43、47 上限額管理事務支援シートのバージョンアップに伴い、画像を上限額管理事務支援シート（v2.0）に変更
- ・ P27 ポイント11（上限額管理事務支援シート（v2.0）の使い方）を変更
- ・ P28、29 上限額管理事務支援シートの変更点を説明
- ・ P31 上限額管理事務支援シート（v2.0）の変更に伴い、説明を変更
- ・ P32 上限額管理事務支援シート（v2.0）の変更に伴い、ポイント12の説明を変更
- ・ よくある質問にQ10、11、12、13、14を追加



#### V4.0（変更箇所は以下の通り）

- ・ マニュアル表紙及び中表紙のバージョン番号をv3.0→v4.0に変更
- ・ 目次記載のページ番号を一部変更
- ・ 簡易入力システムのバージョンアップに伴い、画像を変更
- ・ P3 平成21年10月サービス提供分からの上限額管理事務の一部簡素化により、一部説明を変更
- ・ P5 平成21年4月サービス提供分からの上限額管理加算の算定方法の一部変更により、一部説明を変更
- ・ P6 市町村単独軽減の内容について、新しい内容に修正
- ・ P24 上限額管理事務支援シートのバージョンアップに伴い、使い方を追加
- ・ P31 平成21年4月サービス提供分からの上限額管理加算の算定方法の一部変更により、一部説明を変更
- ・ P39 平成21年4月サービス提供分からの上限額管理加算の算定方法の一部変更により、参考を追加
- ・ よくある質問を平成21年4月以降の内容に一部変更

# 利用者負担上限額管理 事務マニュアル（V4.0） 目次

## 1 上限額管理とは（P 1～）

1. 上限額管理とは
2. 上限額管理のながれ
3. 上限額管理に関する日程
4. 利用者負担上限額管理加算の算定について
5. 平成 21 年 7 月以降の障害福祉サービスの利用者負担に係る市町村単独軽減について
6. 上限額管理者になる優先順位
7. 利用者負担上限額管理事務のまとめ



## 2 上限額管理に係る計算および帳票の記入（P 10～）

0. はじめに
  1. 利用者負担額一覧表の作成（P 13～）
    - 1-（1）関係事業所が当該利用者に対して1種類のサービス提供をした場合
    - 1-（2）関係事業所が当該利用者に対して複数種類のサービスを提供した場合
    - 1-（3）関係事業所が就労継続支援 A 型事業所であり、A 型減免を実施している場合
    - 1-（4）市町村単独軽減により、国基準の利用者負担月額が引き下げられている場合
  2. 利用者負担上限額管理結果票の作成（P 26～）
    - 2-（1）上限額管理事業所のみで利用者負担上限月額を超えた場合  
【平成 21 年 9 月サービス提供分まで】
    - 2-（2）上限額管理事業所のみで利用者負担上限月額を超えた場合  
【平成 21 年 10 月サービス提供分以降】
    - 2-（3）上限額管理事業所及び関係事業所間で利用者負担額の調整が必要な場合
    - 2-（4）利用者の負担上限月額に市町村単独軽減が設定されている場合
  3. 関係事業所と上限額管理事業所が「利用者負担上限額管理結果票」と「上限額管理事務支援シート（市町村単独加算対応版）」から「介護給付費・訓練等給付費明細書」を入力する方法
    - 3-（1）国基準の利用者負担上限月額：1,500 円、市町村単独軽減による負担上限月額：0 円の例
4. 参考

## 3 上限額管理に関する帳票見本（P45～）

1. 利用者負担額一覧表
2. 利用者負担上限額管理結果票

## 4 上限額管理に関するよくある質問（P47～）



# 1 上限額管理とは



# 1. ～上限額管理とは～

## 1 利用者負担の上限額管理事務はなぜ必要なのか

障害者自立支援法の障害福祉サービスに係る利用者負担については、利用者の負担軽減を図る観点から、障害福祉サービスの支給決定を受けた障害児者の（以下「支給決定障害者等」という。）の所得等の状況に応じて負担上限月額を設けることとしており、支給決定障害者等は、当該負担上限月額を越えて利用者負担を支払う必要がないこととしています。

これに伴い、支給決定障害者等のうち一月あたりの利用者負担額が負担上限月額を超過することが予測される者については、当該支給決定障害者等の利用者負担の上限額の管理が必要になります。

## 2 「利用者負担上限額管理」とは

支給決定を受けた障害者等のうち、一月あたりの利用者負担額が、設定された負担上限月額を超過することが予測される者について、サービス事業者が利用者負担上限額管理者となって、支給決定障害者等の利用者負担額の上限額管理事務を行うことをいいます。

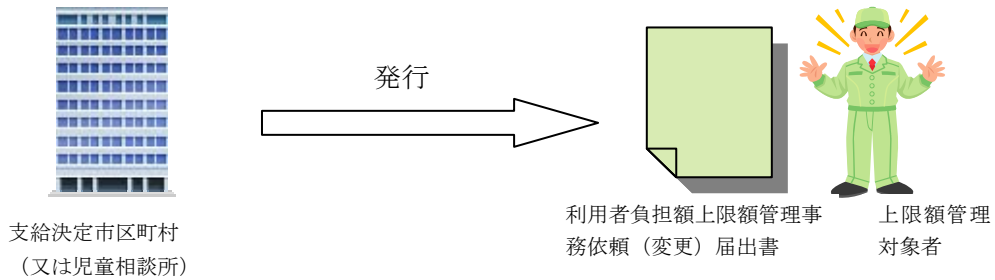
## 3 利用者負担上限額管理の対象利用者とは

利用者負担額の上限額管理の対象利用者（以下「上限額管理対象者」という。）とは、支給決定障害者等のうち支給決定時に定率負担が利用者負担上限月額（以下「負担上限額」という。）を超える可能性があるものとして市町村が認定した者で、同一月において複数のサービス事業所（事業所番号が異なるものに限る。月の途中で利用するサービス事業所を変更した場合を含む。）からサービスを利用する利用者のことをいいます。

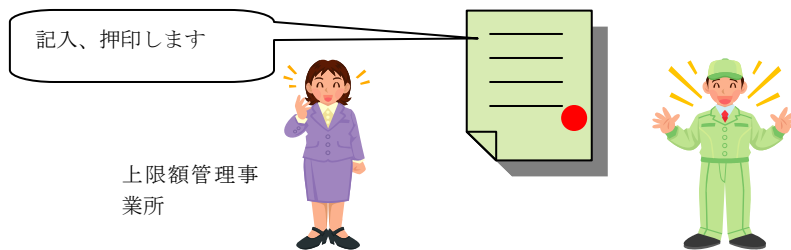
（「平成 21 年 10 月からの介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」より一部引用）

## 2. ～上限額管理のながれ～

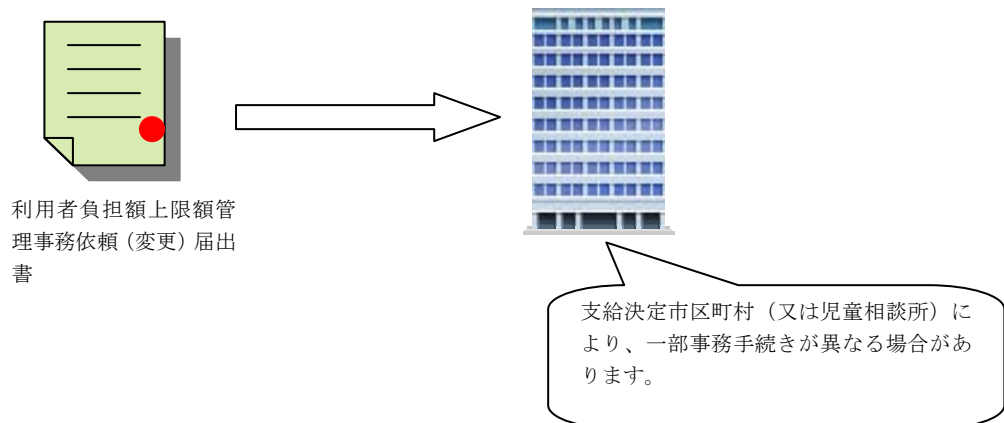
- 1 上限額管理対象者に対して、支給決定市区町村（又は児童相談所）は「利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書」を発行します。



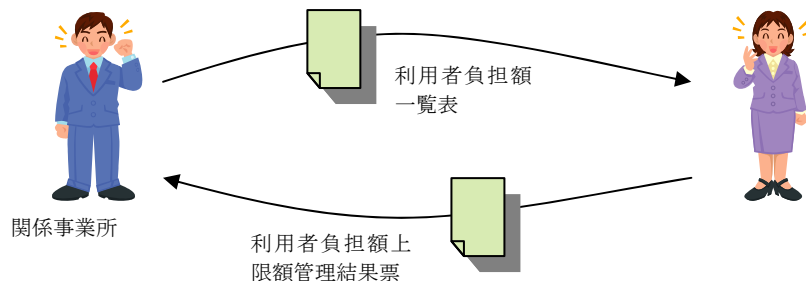
- 2 上限額管理対象者となった利用者は、上限額管理を行なう事業所を決定し、上限額管理を受諾した事業者（以下「上限額管理事業所」という。）は「利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書」を利用者ととともに記入し押印します。



- 3 利用者は上限額管理事業所とともに記入した「利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届」を、支給決定市区町村（又は児童相談所）へ提出します。



- 4 上限額管理事業所は、関係事業者（当該利用者へサービス提供は行うが上限額管理は行わない事業所のことをいいます）から提出される「利用者負担額一覧表」により「利用者負担上限額管理結果表」を作成し各事業者へ通知します。



※ 平成 21 年 10 月サービス提供分以降、次に当てはまる場合は「利用者負担額一覧表」の提出は省略され、上限額管理事務が簡素化されます。

● 上限額管理事業所の利用分のみで、利用者負担上限額に到達した場合

この場合、上限額管理事業所は関係事業者に対し「利用者負担額一覧表」の提出は「いない」旨の連絡をします。

(詳しい上限額管理事務の方法は P29 以降をご覧ください)

- 5 上限額管理事業所および関係事業者は、上限額管理後の利用者負担により請求を行ないます。





### 3. ～上限額管理に関する日程～

- 1 関係事業所は「利用者負担額一覧表」を作成し、上限額管理事業所へ提出します。  
→原則『サービス提供月の翌月 3 日』までに提出

3日  
まで

- 2 上限額管理事業所は、関係事業所から利用者負担額一覧表を受け取った後「利用者負担上限額管理結果票」を作成し、関係事業所へ提出します。  
→原則『サービス提供月の翌月 6 日』までに提出

6日  
まで

※ 土日や祝日を含む場合は、事業所間で連絡を取り合い、お互いに不都合のないように書類の提出を行います。

- 3 上限額管理事業所及び関係事業所は「利用者負担額上限額管理結果票」をもとに請求明細を作成し、伝送請求します。  
→『伝送請求はサービス提供月の翌月 10 日』までに行う

10日  
まで

- 全国標準システム

- …毎月 1 日～10 日まで 24 時間請求の伝送が可能  
(土日祝日は影響しない)

- かながわ自立支援給付費等支払システム

- …毎月 1 日～9 日までは 9:00～19:00 まで  
10 日は 9:00～17:00 まで請求の伝送が可能  
(土日祝日は 17:00 まで)

## 4. ～利用者負担上限額管理加算の算定について～



### 1 利用者負担上限額管理加算とは

利用者負担合計額の管理を行った場合、利用者負担上限額管理加算として、1人1か月あたり150単位の加算を算定します。

### 2 利用者負担上限額管理加算を算定する際の留意点

上限額管理事業所が上限額管理対象利用者の負担額合計額の管理を行った場合に加算を算定します。

ただし、次の場合には算定できません。

- (1) 上限額管理事業所の利用しない場合
- (2) 上限額管理事業所が次のサービス種類の事業所である場合
  - ・療養介護
  - ・共同生活介護
  - ・障害者支援施設（施設入所支援）
  - ・旧法施設（入所）
  - ・共同生活援助
  - ・重度障害者等包括支援

※ 21年4月の報酬改定により、以下の点に変更がありました。

- (1) 短期入所事業所も「上限額管理加算」が算定可能になった
- (2) 関係事業所の利用があれば、一月の合計額が利用者負担上限月額を超えずに、「上限額管理加算」が算定可能になった



### 3 指定相談支援事業所における利用者負担上限額管理をした際の報酬

指定相談支援事業所が、サービス利用計画作成対象者に対して指定相談支援（利用者負担上限額管理を含む）を行った場合1000単位を算定する。

利用者負担上限額管理を行うが、指定相談支援の基準を満たさない場合は所定単位は算定せず、所定単位に代えて、1月につき150単位を算定する。

## 5. ~平成21年7月以降の 障害福祉サービスの利用者負担に係る市町村単独軽減について~

介護給付費・訓練等給付費等に係る利用者負担の独自軽減（概要のみ記載しています。詳細は各自治体にお問合せください）

自治体名	軽減の対象者	軽減の対象サービス	軽減内容の概要	地域生活支援事業との関係	備考
横浜市	旧法入所施設入所者（通勤寮を含む）及び障害者支援施設入所者以外で、世帯が市民税非課税の者	全ての訪問サービス 短期入所 全ての日中サービス 居住系サービスのうち、グループホーム、ケアホーム	●低所得1および低所得2とも0円（上限）	介護給付費等との総合上限を設定	H18.4から実施
川崎市	通所サービス利用者（就労系サービス）	就労継続支援事業 就労移行支援事業	●就労系サービス事業所（別途川崎市が定めた基準を満たす事業所）の利用者・・・0円	日中一時支援のみ、介護給付費等との総合上限を設定	
鎌倉市	旧法入所施設入所者（通勤寮を含む）及び障害者支援施設入所者、グループホーム、ケアホーム利用者以外	全ての訪問サービス 短期入所 全ての日中サービス	●低所得2で障害基礎年金1級受給者・・・5,000円（上限） ●低所得2で上記以外・・・8,000円 ●課税世帯（市民税所得割6万未満）・・・8,000円（上限） ●課税世帯（市町村民税28万未満）・・・18,600円	介護給付費等との総合上限は設定なし。地域生活支援事業の上限額は国の軽減後の額を適用している	国基準による上限額が市単基準より低い場合は国基準を上限額とする
藤沢市	介護給付費等受給対象者（現行の制度を継続）	全ての介護給付費等受給者	●低所得1で上限が15,000円の場合→10,000円 ●低所得2で上限が24,600円の場合→21,600円	介護給付費等との総合上限は設定なし	国基準による上限額が市単基準より低い場合は国基準を上限額とする
相模原市	旧法入所施設入所者（通勤寮を含む）及び障害者支援施設入所者以外	全ての訪問サービス 短期入所 全ての日中サービス 居住系サービスのうち、グループホーム、ケアホーム	●低所得1 ・・・2,500円（上限） ●低所得2 ・・・5,000円（上限） ●一般世帯（所得税非課税） ・・・5,000円（上限） ●一般世帯（10万円未満） ・・・9,300円（GH、CHのみ）	介護給付費等との総合上限を設定 （移動支援事業については一般の所得税非課税世帯に属する者・低所得2・低所得1・生活保護は利用者負担なし）	国基準による上限額が市単基準より低い場合は国基準を上限額とする

※ 上記以外にも各市町村で単独軽減や加算等を行っている場合があります。詳しくは各市町村にお問い合わせください。

※ 「総合上限」とは、介護給付費等と地域生活支援事業の利用者負担額を共通の利用者負担上限月額で管理することをいいます。ただし、介護給付費等の利用者負担額の算出が優先されます。

## 6. ～上限額管理者になる優先順位～

### 1 上限額管理者になる優先順位

利用者負担の上限額管理を行う上限額管理事業所は、提供されるサービス量、生活面を含めた利用者との関係性、サービス管理責任者の配置の有無や事務処理体制等を総合的に勘案し、以下の順序とされています。

- (1) 居住系サービス
- (2) 相談支援事業所
- (3) 日中活動系サービス
- (4) 訪問系サービス
- (5) 短期入所



※ 基準該当事業所は、上限額管理加算を算定できる上限額管理者にはなりません。

### 2 上限額管理者の決定方法

- (1) 居住系サービス事業者、指定相談支援事業者は利用者負担上限額管理が業務の一環として位置づけられていることから、上限額管理対象者が当該事業所のサービスを利用している場合、必ず上限額管理者になります。
- (2) 上限額管理対象者が、居住系サービスを利用しておらず、複数の日中系サービス事業者からサービス利用している場合は、原則、サービス利用契約の多い事業所が上限額管理者となります。
- (3) 上限額管理対象者が、居住系サービス、日中活動系サービスを利用しておらず、複数の訪問系サービス事業者からサービス利用している場合は、原則、サービス利用契約の多い事業所が上限額管理者となります。

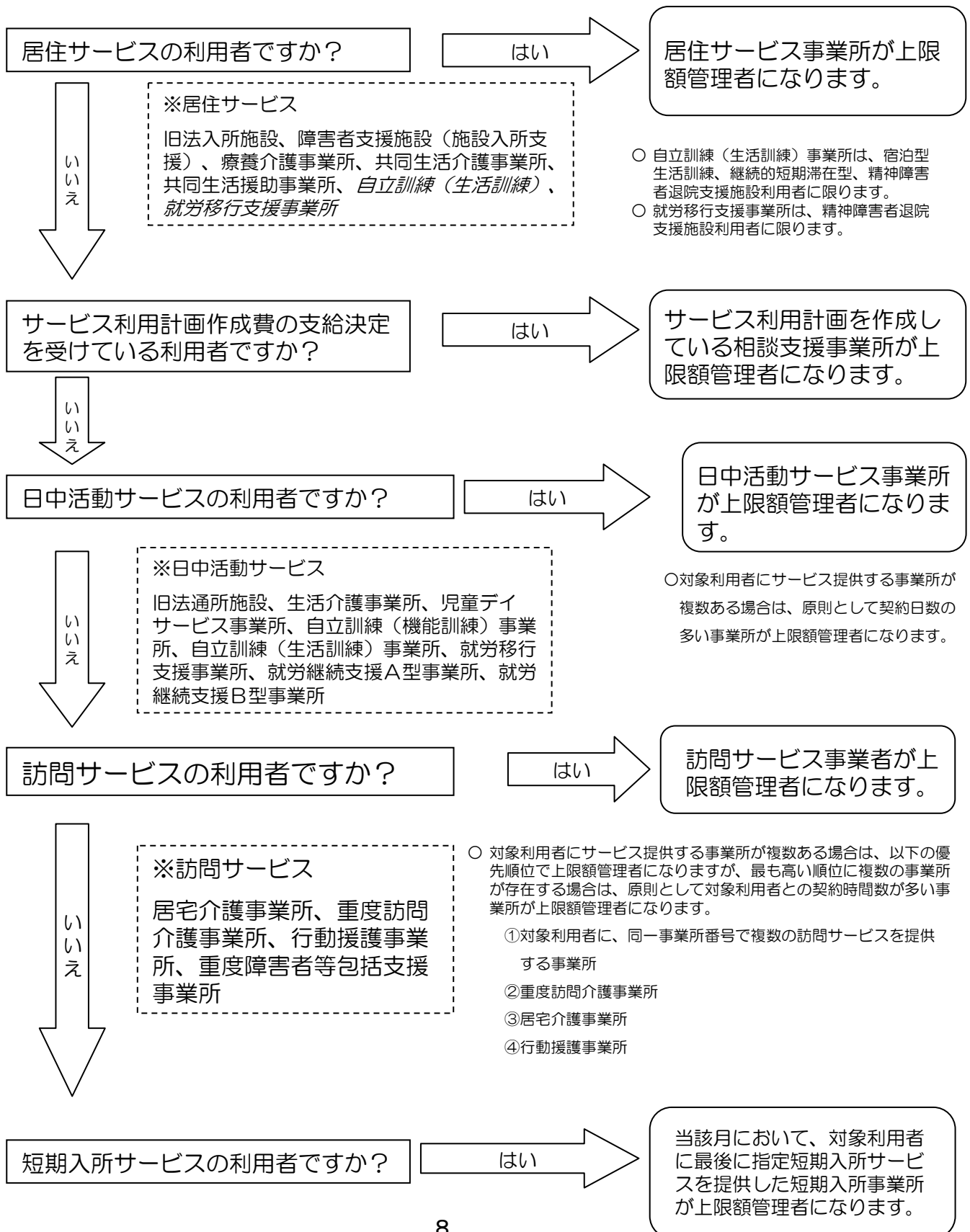
### 3 月途中に入退所（居）があった場合の取り扱い

施設や共同生活介護、共同生活援助事業所への入退所（居）など、上限額管理者が変わる場合は、原則として、月末時点で上限額管理者となる事業所が上限額管理を行います。

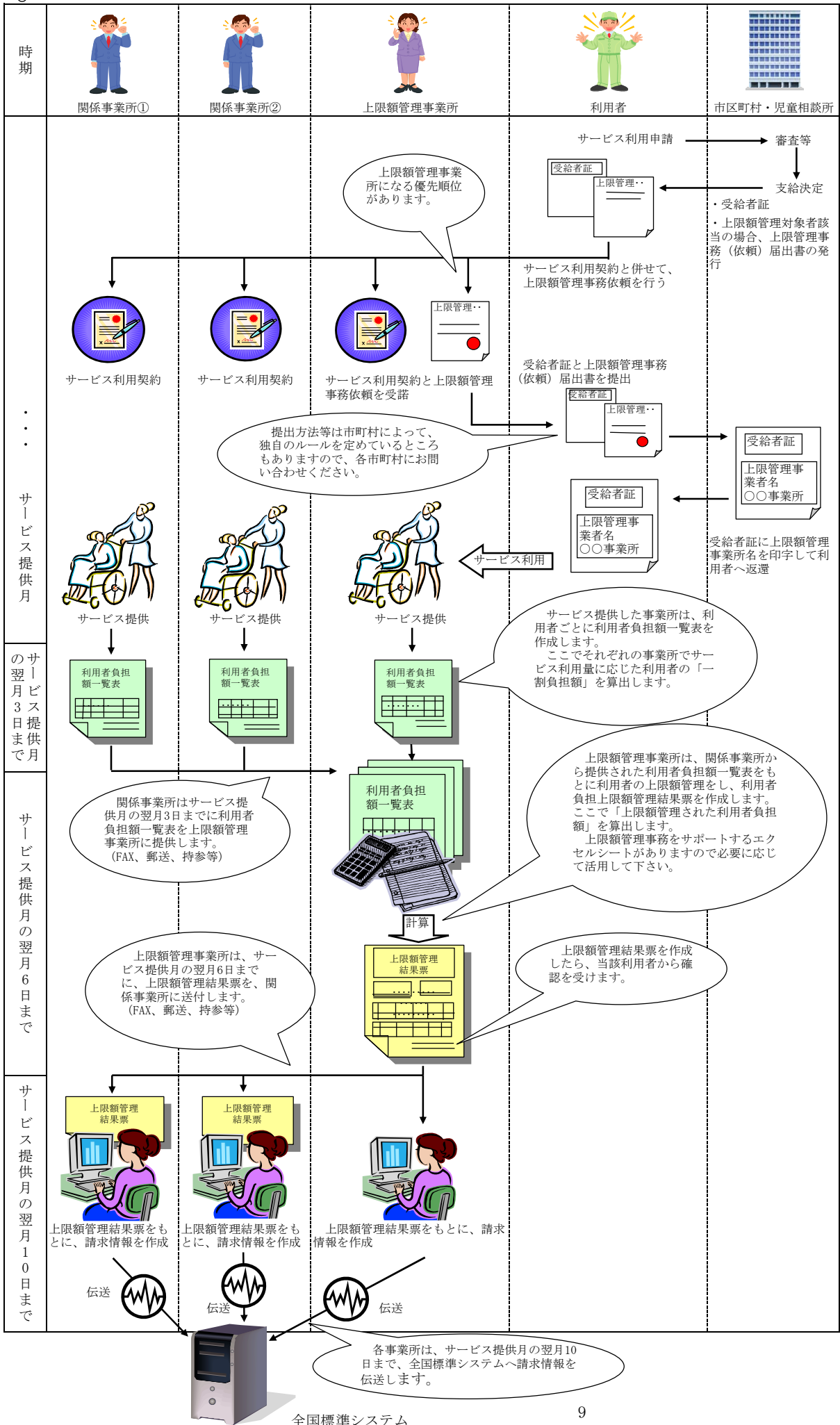
ただし、月後半に退所（居）があった場合など、異動の時点や態様によっては、異動前の上限額管理者が当該月の上限額管理を行うことが事務処理上円滑である場合も想定されるため、異動前の上限額管理者が上限額管理を行うこととしても差し支えありません。

- 次のページでは、上限額管理者になる優先順位を利用者が利用するサービス種類に注目し、フローチャートで示してあります。

## ～上限額管理者になる優先順位（フローチャート）～



# 7. ～利用者負担額上限額管理事務のまとめ～



## 2 上限額管理に係る計算 および帳票の記入



## 0. はじめに～上限額管理対象者と上限額管理事業所の登録 (作業実施者：上限額管理事業所及び関係事業所)

受給者証に「上限額管理対象者」に「該当」となっている場合は、簡易入力システムで受給者情報に上限額管理対象者である情報を入力する必要があります。以下にその手順を示します。詳しくは「電子請求受付システム 操作マニュアル（簡易入力／障害福祉サービス編）」を参照して下さい。

①「メインメニュー」の「基本情報設定」をクリックします。

障害福祉サービス 電子請求受付システム(簡易入力) - メインメニュー

ファイル(F) バージョン(V)

基本情報保守

基本情報設定

請求情報入力

サービス提供実績記録票入力

請求明細書入力

サービス利用計画作成費入力

利用者負担上限額管理結果票入力

請求情報作成

請求情報作成

帳票印刷

帳票印刷

請求情報送信

請求情報送信

請求情報送信履歴

請求情報送信履歴

ログアウト

初めて使用する場合

基本情報保守 から請求情報の入力に必要な基本情報の入力を行います。基本情報の入力後、請求情報入力 から請求情報の入力を行います。

請求情報入力 以降は矢印の順に操作を行います。

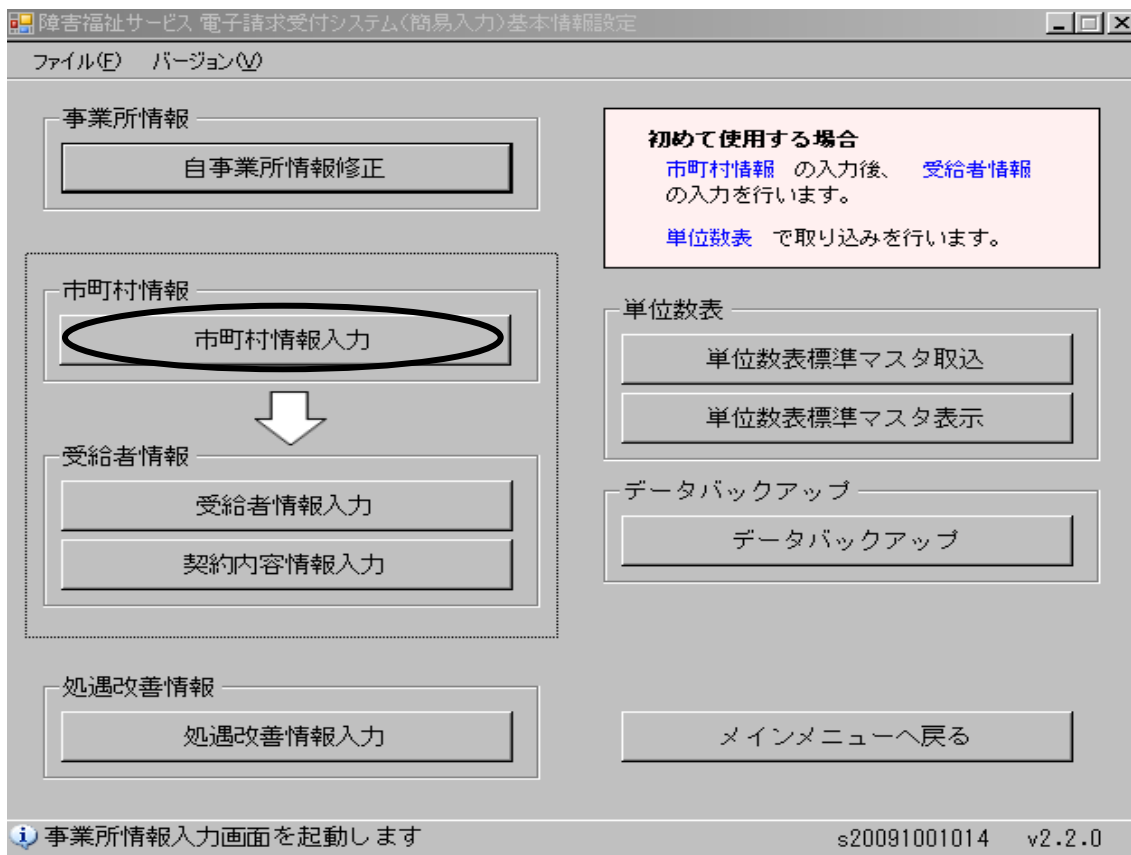
帳票印刷 はプリンタが設定されている場合のみ利用できます。

基本情報設定メニューを表示します

s20091001014 v2.2.0

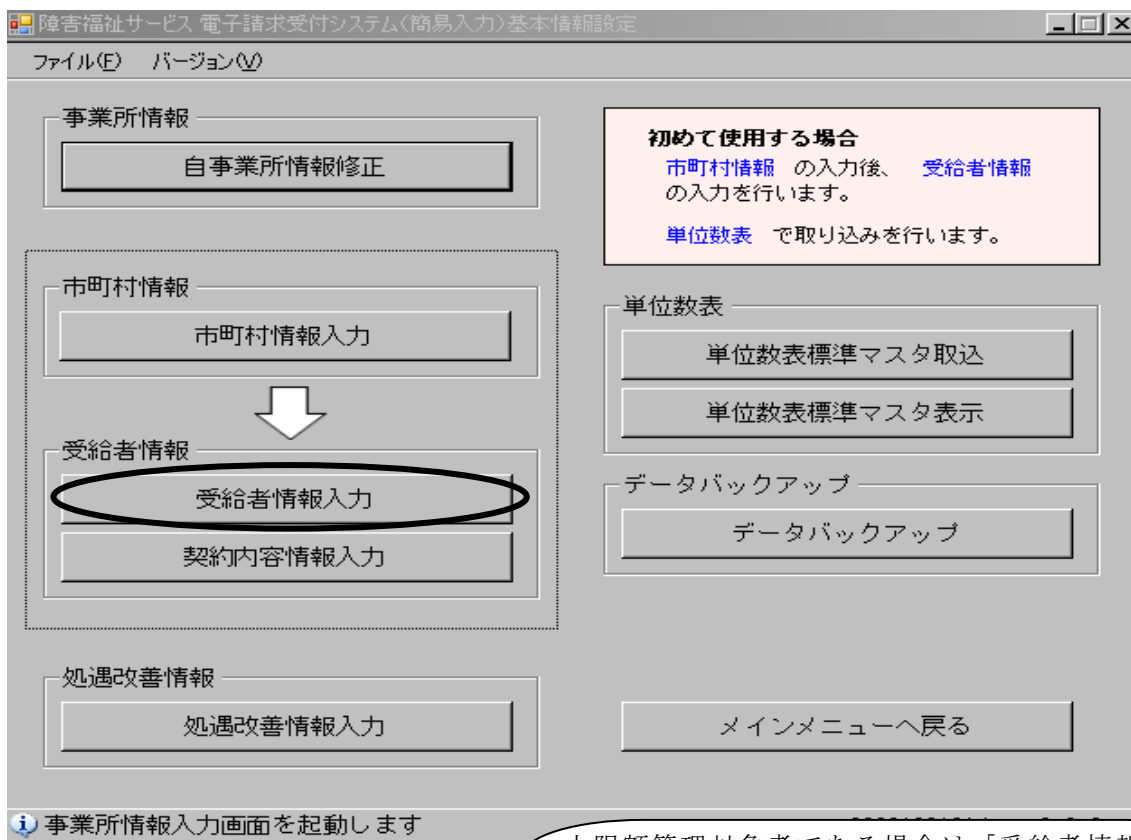


- ② 「基本情報設定」の中で「市町村情報入力」をクリックし、必要事項を入力します。  
 (②の作業は上限額管理対象者であるかに関わらず行う作業です。)

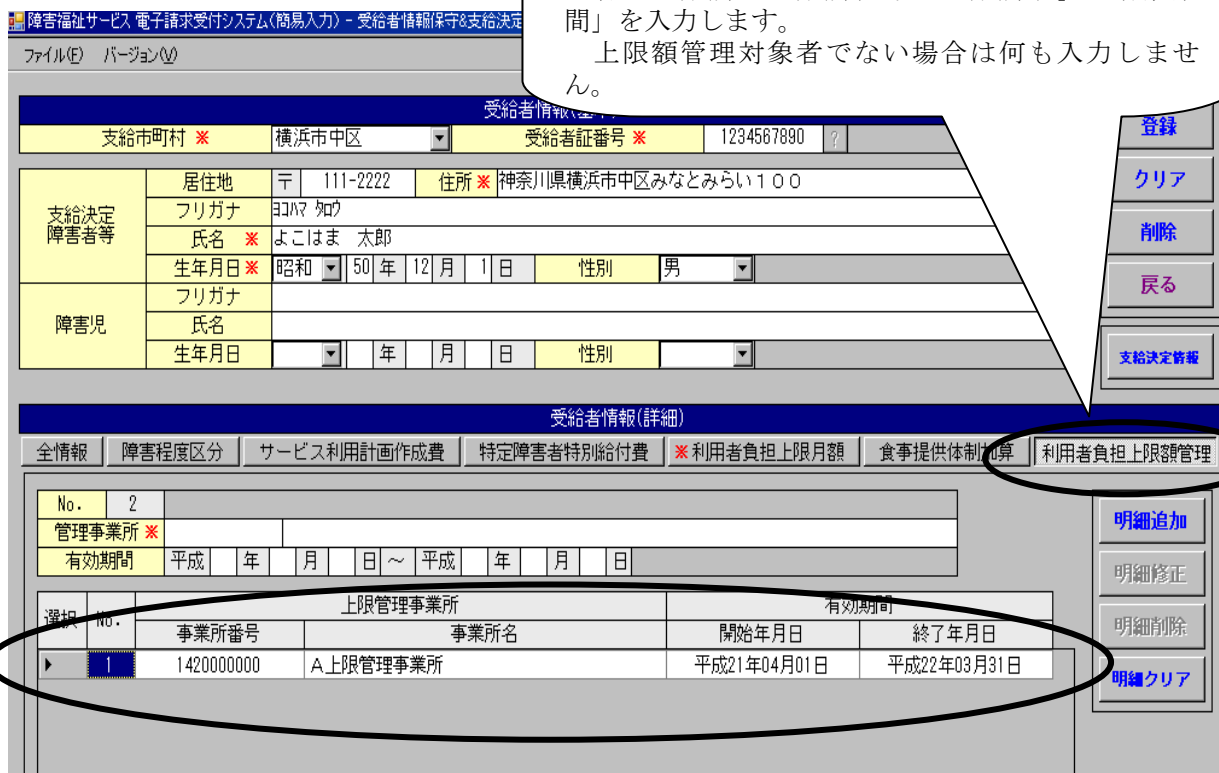


横浜市内、川崎市内の区から支給決定を受けている利用者で、市町村単独軽減の対象者である場合は「区」の情報の他に「市」の情報も入力して下さい。  
 その他の市町村の場合は支給決定市町村の情報を入力して下さい。  
 すべての入力が終了したら「登録」し、基本情報設定画面に戻ってください。

③「基本情報設定」の中で「受給者情報入力」をクリックし、必要情報を入力します。



上限額管理対象者である場合は「受給者情報（基本）」入力画面の「利用者負担上限額管理」欄に「管理事業所の事業所番号と事業所名」「有効期間」を入力します。  
上限額管理対象者でない場合は何も入力しません。



## 1. 利用者負担額一覧表の作成

(作成者：関係事業所)

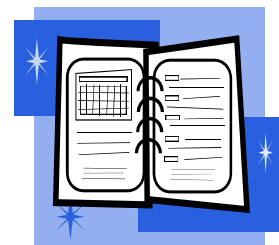
- 1 「利用者負担額一覧表」は簡易入力システムでは作成及び印刷ができません。そのため、各関係事業所でエクセルシート（P44 参照）に直接記入する必要があります。
- 2 「利用者負担額一覧表」には簡易入力システムの操作画面「介護給付費・訓練等給付費等明細書集計情報」画面に必要項目を入力し、自動算出された額及び各関係事業所で計算した額を記入します。
- 3 利用者負担上限月額に市町村単独軽減により、国基準の上限額よりもより低い上限額が設定されている場合も、関係事業所は国基準の上限額に基づいて「利用者負担額一覧表」を作成します。
- 4 「介護給付費・訓練等給付費等明細書」の入力方法は、「電子請求受付システム 操作マニュアル（簡易入力／障害福祉サービス編）」を参照してください。

ポイント

1

●● 国基準の利用者負担上限月額と、市町村単独軽減による利用者負担上限月額について ●●

受給者証の「利用者負担に関する事項」欄又は「特記事項」欄等に記載がありますのでご確認ください。不明な場合は市町村にお問い合わせください。



1-(1) 関係事業所が当該利用者に対して1種類のサービス提供をした場合の「利用者負担額一覧表」の記入の方法

【手順】

- 1 簡易入力システムで「介護給付費・訓練等給付費等明細書」を入力し、集計情報画面を開きます。
- 2 集計情報画面の①～⑤を「利用者負担額一覧表」の①～⑤にそれぞれ転記します。
- 3 日付やその他必要な項目を記入すれば「利用者負担額一覧表」は完成です。

例1

バージョン(V)

①

介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二) 集計情報											
提供年月	平成 21 年 7 月分	事業所名	かながわ福祉会 障害福祉サービス事業所								
受給者証番号	1234567890	よこはま 太郎	障害児氏名		市町村名	横浜市中区					
助成自治体番号			地域区分	02	特甲地	就労継続支援A型事業者負担減免措置実施	無し				
利用者負担上限月額①	37,200円	利用者負担上限額	指定事業所番号	1410000000	管理結果		管理結果額	円			
就労継続支援A型減免対象者	無し	管理事業所	A上限管理事業所 ②								

請求額集計											
No.	2	サービス種類									
サービス利用日数		日	給付単位数		単位	単位数	単価		円/単位		
給付率	90/100		総費用額		円	給付率に基づく請求額		円			
給付率に基づく利用者負担額③		円	上限月額調整(①②の内少ない数)		円	A型減免事業者減免額		円			
A型減免減免後利用者負担額		円	調整後利用者負担額		円	上限額管理後利用者負担額		円			
決定利用者負担額		円	請求額給付費		円	請求額特別対策費		円			
自治体助成分請求額		円									

選択	No.	サービス種類コード	サービス利用日数	給付単位数	単位数単価	給付率	総費用額	給付率に基づく		A型減免			請求額		自治体助成分請求額	
								請求額	利用者負担額④	上限月額調整	事業者減免額	減免後利用者負担額	調整後利用者負担額	上限額管理後利用者負担額		決定利用者負担額
▶	1	11	15	3,810	10,600	90	40,386	36,347	4,039	4,039				4,039	36,347	

③ ④ ⑤

情報照会  
登録  
クリア  
削除  
戻る  
明細へ(2/4)  
合計へ(4/4)  
明細追加  
明細修正  
明細削除  
明細クリア

例 1 から「利用者負担額一覧表」を作成した例

## 利用者負担額一覧表

書類を作成した年月日  
を記入します。

平成 21 年 8 月 2 日

(提供先)

A 上限額管理事業所 ② 殿

下記のとおり提供します。

平成 21 年 7 月分

指定事業所番号	1	4	1	2	3	4	5	6	7	8
住所 (所在地)	横浜市中区日本大通1									
電話番号	045-210-1111									
名称	かながわ福祉会 障害福祉サービス事業所									

項目	①										④ 支給決定障害者等欄										③			
市町村番号	1	4	1	0	4	4	/	/	/	/	総費用額	4	0	3	8	8	1	1	居宅介護					
受給者証番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	利用者負担額	4	0	3	9	提供サービス								
氏名	[黒塗り]										⑤													
市町村番号											総費用額													
受給者証番号											利用者負担額											提供サービス		

上限額管理事業所へ FAX で送信する場合は、利用者氏名を記入しない、又は黒塗りするなどの配慮をお願いします。

ポイント  
2

●● 「介護給付費・訓練等給付費明細書」の集計情報画面の「上限月額調整」欄について ●●

「上限月額調整」欄には「利用者負担上限月額①」と「利用者負担額②」のうちいずれか低い額が自動算出されます。

例 1 では、「利用者負担上限月額① (37,200 円)」よりも「利用者負担額② (4,039 円)」が低いので、「上限月額調整」欄に「利用者負担額② (4,039 円)」と同じ額が自動算出されます。

ポイント  
3

●● 「介護給付費・訓練等給付費明細書」の集計情報画面の「利用者負担上限月額①」欄について ●●

簡易入力システム「介護給付費・訓練等給付費明細書」画面の「利用者負担上限月額①」欄は国基準の上限額が表示されます。

「利用者負担上限月額①」は、簡易入力システムの「メインメニュー」→「基本情報設定」→「受給者情報入力」画面で「利用者負担上限月額」を入力する際に国基準の利用者負担上限月額を入力すれば自動的に反映されます。市町村単独軽減による上限額は入力しないよう

にご注意ください。



●●「市町村番号」欄について ●●

受給者証に市町村番号が記載されてありますので転記して下さい。



●●関係事業所が簡易入力システムで「介護給付費・訓練等給付費明細書」を登録する場合 ●●

関係事業所が「利用者負担一覧表」を作成する段階で「介護給付費・訓練等給付費等明細書の集計情報画面」を「登録」する場合、以下のような確認画面が表示されることがあります。上限額管理事業所から提出される「利用者負担上限額管理結果票」をもとに必要項目を入力すると確認画面は消えますので、それまでは「一時保存」しておきます。

種別	内容
エラー	◎管理結果を入力してください。
エラー	◎管理結果額を入力してください。
エラー	◎請求額集計情報の上限額管理後利用者負担額が入力されてい

1 - (2) 関係事業所が当該利用者に対して複数種類のサービスを提供した場合の「利用者負担額一覧表」の記入の方法

【手順】

- 1 簡易入力システムで「介護給付費・訓練等給付費等明細書」を入力し、集計情報画面を開きます。
- 2 集計情報画面の①～③を「利用者負担額一覧表」の①～③にそれぞれ転記します。
- 3 「総費用額」を計算し「利用者負担額一覧表」へ記入します。(計算方法はポイント6参照)
- 4 「利用者負担額」を計算し「利用者負担額一覧表」へ記入します。(計算方法はポイント8参照)
- 5 日付やその他必要な項目を記入すれば「利用者負担額一覧表」は完成です。

例 2

バージョン 0

① 介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二) 集計情報											
提供年月	平成 27 年 7 月分	事業所名	かながわ福祉会 障害福祉サービス事業所								
受給者証番号	9999999999	川崎 はなこ	障害児氏名		市町村名	川崎市川崎区					
助成自治体番号			地域区分	02	特甲地	就労継続支援 A 型事業所	負担額	免除措置	実施	無し	
利用者負担上限月額①	9,300 円	利用者負担上限額	指定事業所番号	1470000000	管理結果		管理結果額		円		
就労継続支援 A 型減免対象者	無し	管理事業所	A 上限額管理事業所								

② 請求額集計											
No.	3	サービス種類									
サービス利用日数		日	給付単位数		単位	単位数	単価		円/単位		
給付率	90	/100	総費用額		円	給付率に基づく請求額		円			
給付率に基づく利用者負担額①		円	上限月額調整(①②の内少ない数)		円	A 型減免事業者減免額		円			
A 型減免減免後利用者負担額		円	調整後利用者負担額		円	上限額管理後利用者負担額		円			
決定利用者負担額		円	請求額給付費		円	請求額特別対策費		円			
自治体助成分請求額		円									

選択	No.	サービス種類コード	サービス利用日数	給付単位数	単位数	単価	給付率	給付率に基づく				A 型減免		調整後利用者負担額	上限額管理後利用者負担額	決定利用者負担額	請求額		自治体助成分請求額
								総費用額	請求額	利用者負担額②	上限月額調整	事業者減免額	減免後利用者負担額				給付費	特別対策費	
▶	1	11	30	7,620	10,600	90	80,772	72,694	8,078	8,078			8,078		8,078	72,694			
	2	24	15	3,744	10,600	90	39,686	35,717	3,969	3,969			1,222		1,222	38,464			

③

「利用者負担額一覧表」の「総費用額」を計算する際に必要となります。

「利用者負担額一覧表」の「利用者負担額」を計算する際に必要となります。

ポイント

6

●●「利用者負担額一覧表」の「総費用額」の計算方法 ●●

介護給付費・訓練等給付費等明細書の集計情報画面に自動算出されるサービス種類ごとの「総費用額」を合計した額が「利用者負担額一覧表」の「総費用額」になります。

この例では、 $80,772 + 39,686 = 120,458$  となります。

ポイント

7

●●介護給付費・訓練等給付費等明細書の集計情報の「調整後利用者負担額」の計算方法 ●●

- 1 介護給付費・訓練等給付費等明細書の集計情報画面に自動算出されるサービス種類ごとの「上限月額調整」欄を確認します。この欄にはサービス種類ごとに「利用者負担上限月額①」と「利用者負担額②」のうちいずれか低い額が自動算出されます。(ポイント2参照)

- 2 介護給付費・訓練等給付費等明細書の集計情報画面の No1 のサービス種類の「調整後利用者負担額」欄に、No1 のサービス種類の「上限月額調整」と同じ額を入力します。

例2では、No1 のサービス種類の「調整後利用者負担額」欄に、「上限月額調整」と同じ 8,078 円を入力します。

- 3 複数種類のサービスを提供した場合は、No1、No2…の「上限月額調整」欄の合計額が「利用者負担上限月額①」より高いときは、No2 のサービス種類の「調整後利用者負担額」は「利用者負担上限月額①」から No1 のサービス種類の「調整後利用者負担額」を引いた額を入力します。

例2では No1、No2 の「上限月額調整」欄の合計額が  $8,078 + 3,969 = 12,047$  となり「利用者負担上限月額①」よりも高いこととなります。

そこで、「利用者負担上限月額①」が 9,300 円なので、 $9,300 - 8,078 = 1,222$

「1,222」が No2 のサービス種類の「調整後利用者負担額」になります。

複数種類のサービスを提供した場合で、No1、No2…の「上限月額調整」欄の合計額が「利用者負担上限月額①」より低い場合は、「調整後利用者負担額」欄は使用しません。

- 4 提供したサービス種類が2種類以上あり、「上限月額調整」欄の合計が「利用者負担上限月額①」より高い場合は、サービス種類ごとに上記3の手順を繰り返し、額がマイナスになる場合は「0 (ゼロ)」を入力します。

この計算によって、一事業所内での利用者負担額が利用者負担月額上限を超えないこととなります。「調整後利用者負担額」をすべて合計すると、必ず、「利用者負担月額上限」より「低い」か「同じ」になります。





●● 「利用者負担額一覧表」の「利用者負担額」の計算方法 ●●

ポイント7で算出したサービス種類ごとの「調整後利用者負担額」を合計した額が「利用者負担額一覧表」の「利用者負担額」となります。

例2では、No1のサービス種類（居宅介護）の「調整後利用者負担額」が8,078円  
No2のサービス種類（短期入所）の「調整後利用者負担額」が1,222円なので、  
 $8,078 + 1,222 = 9,300$  となります。

複数種類のサービスを提供した場合で、No1、No2…の「上限月額調整」欄の合計額が「利用者負担上限月額①」より低い場合は、「調整後利用者負担額」欄は使用しませんので、「上限月額調整」欄の合計した額が「利用者負担額一覧表」の「利用者負担額」となります。

例2から「利用者負担額一覧表」を作成した例

### 利用者負担額一覧表

平成 21 年 8 月 2 日

(提供先)

A 上限額管理事業所

下記のとおりに提供します。

平成 21 年 7 月分

事業者

指定事業所番号	1 4 1 2 3 4 5 6 7 8
住所 (所在地)	横浜市中区日本大通1
電話番号	045-210-1111
	かながわ福祉会 障害福祉サービス事業所

支給対象障害者等欄

市町村番号	1 4 1 3 1 7	総費用額	1 2 0 4 5 8	利用者負担額	9 3 0 0	提供サービス	1 1 居宅介護 2 4 短期入所
受給者証番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9						
氏名							
市町村番号							

ポイント6で計算した額を記入します。

ポイント8で計算した額を記入します。

【注意！】

現在の簡易入力システム「介護給付費・訓練等給付費等明細書の集計情報画面」の明細表示部が、自動的にサービス種類コードの数が小さい順に並び変わってしまうことが発見されました。

しかし同一事業所内で複数のサービス種類を提供した場合の、利用者負担額の徴収の順序は、「居住系サービス」→「日中活動系サービス事業所」→「訪問系サービス」→「短期入所」となりますのでポイント7の計算を行う際はご注意ください。

介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二) 集計情報																
提供年月	平成 21 年 7 月分	事業所名	かながわ福祉会 障害福祉サービス事業所													
受給者証番号	9999999999	川崎 はなこ	障害児氏名		市町村名	川崎市川崎区										
助成自治体番号			地域区分	02	特甲地	親等親類支援 A 型事業者負担率免除措置実施	無し									
利用者負担上限月額①	9,300円	利用者負担上限額	指定事業所番号	1410000000	管理結果		管理結果額		円							
就労継続支援 A 型減免対象者	無し	管理事業所	A 上限額管理事業所													
請求額集計																
No.	4	サービス種類														
サービス利用日数		日	給付単位数		単位	単位数単価		円/単位								
給付率	90/100	総費用額		円	給付率に基づく請求額		円									
給付率に基づく利用者負担額②		円	上限月額調整(①②の内少ない数)		A 型減免事業者減免額		円									
A 型減免減免額		円	利用者負担額		円	上限額管理後利用者負担額		円								
決定額		円	給付費		円	請求額特別対策費		円								
自治体助成分		円														
選択	No.	サービス種類コード	日数	単位数	単価	付率	総費用額	請求額	利用者負担額②	上限月額調整	A 型減免	調整後利用者負担額	上限額管理後利用者負担額	決定利用者負担額	請求額	自治体助成分請求額
▶	1	11	30	7,620	10,600	90	80,772	72,694	8,078	8,078		1,841	1,841	78,931		
	2	22	10	7,030	10,610	90	74,588	67,129	7,459	7,459		7,459	7,459	67,129		
	3	24	15	3,744	10,600	90	39,686	35,717	3,969	3,969		0	0	39,686		

自動的にサービス種類コードの数が小さい順に並び変わってしまう！

「調整後利用者負担額」を計算し利用者負担額を徴収する順序は「居住系サービス」→「日中活動系サービス事業所」→「訪問系サービス」→「短期入所」となりますのでポイント7の計算を行う際はご注意ください。

この例ではサービス種類コード「11 (居宅介護)」の調整後利用者負担額を入力する前に「22 (生活介護)」の調整後利用者負担額を計算しており、正しい状態です。



例 3 から「利用者負担額一  
覧表」を作成した例

### 利用者負担額一覧表

平成 21 年 8 月 2 日

(提供先)

A上限額管理事業所

殿

下記のとおり提供します。

平成 2 1 年 7 月分

指定事業所番号	1	4	1	2	3	4	5	6	7	8
住所 (所在地)	横浜市中区日本大通1									
電話番号	045-210-1111									
名称	かながわ福祉会 障害福祉サービス事業所									

項目	支給決定障害者等欄																				
市町村番号	1	4	2	1	2	5	/	/	/	/	総費用額	1	3	7	1	8	9	4	5	就労継続A	
支給者証番号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	利用者負担額				5	0	0	提供サービス			
氏名	[REDACTED]																				
市町村番号	[REDACTED]										総費用額										

ポイント  
10

- 就労継続支援 A 型事業所で利用者負担を全額、A 型減免として免除する場合の入力方法 ●●

全額免除する場合は「A 型事業者減免額」に「上限月額調整」欄の額と同じ額を入力します。

「上限月額調整」欄の額から「A 型事業者減免額」を引いた額が、「減免後利用者負担額」に自動算出されるので、「減免後利用者負担額」は「0 (ゼロ)」が自動算出されます。

## 1－（４） 市町村単独軽減により、国基準の利用者負担上限月額よりも低い額が設定されている場合の「利用者負担額一覧表」の記入の方法

- 1 市町村単独軽減により、国基準よりも低い利用者負担上限月額が設定されている場合も、関係事業所は国基準の上限額で「利用者負担額一覧表」を作成します（「利用者負担上限額一覧表」を作成するときは、市町村単独軽減による利用者負担上限額は考えません）。具体的な手順は1－（１）、1－（２）、1－（３）と同様になります。
- 2 市町村単独軽減による利用者負担額は上限額管理事業所により管理され、上限額管理事業所から提出される「利用者負担上限額管理結果票」と「上限額管理事務支援シート」をもとに簡易入力システムの「介護給付費・訓練等給付費等明細書」画面に入力すれば、市町村単独軽減による利用者負担上限月額での請求ができます。具体的な方法は、次のページからの2.「利用者負担上限額管理結果票の作成」で説明します。

●● 「上限額管理事務支援シートv3.0」の使い方について ●●  
上限額管理事務支援シートについて、平成21年4月以降の上限額管理加算の算定方法の変更によって一部改定を加えました。

- 1 「上限額管理事務支援シート」は市町村単独軽減がない場合（国基準の上限額しか設定されていない場合）と、市町村単独軽減により利用者の月額上限が国基準の上限額よりも低く設定されている場合（0円の場合も含む）に利用できます。
  - ※ 上限額管理事務支援シート（標準版）  
…国基準の上限額だけが設定されている場合使用
  - ※ 上限額管理事務支援シート（市町村単独軽減対応版）  
…市町村単独軽減がある場合使用

（市町村から上記以外のシートの使用を求められることがありますので、その場合は市町村が指定するシートを使用してください。川崎市の単独軽減には対応していません。）
- 2 「上限額管理事務支援シート」はオレンジ色のセルのみ入力可能です。他のセルには予め計算式が入力されており、自動計算されます。
- 3 「上限額管理事務支援シート」に総費用額等を入力する事業所の優先順位は、上限額管理事業所→居住系事業所→相談支援事業所→日中活動系事業所→訪問系事業所→短期入所事業所 となりますので、順番を間違えずに入力してください。
- 4 上限額管理加算の設定があるのは、日中活動サービス(生活介護・児童デイサービス・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援、旧法通所施設)、訪問サービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護）、短期入所です。居住系サービス（施設入所支援、共同生活介護、共同生活援助、旧法入所施設）、療養介護には上限額管理加算の設定がありません。
- 5（上限額管理事業所が提供したサービスが上限額管理加算の設定のあるサービス種類の場合）上限額管理事業所は「上限額管理加算を算定の上、上限額管理加算算定後の総費用額・利用者負担額を入力してください」と表示された場合は「上限額管理加算算定後」の「総費用額」と「利用者負担額」を入力してください。
- 6 上限額管理加算の設定がないサービス種類であっても「上限額管理加算算定後」の「総費用額」と「利用者負担額」欄は、算定しない額と同額を入力してください。

- 7 市町村単独軽減が設定されている利用者の場合、上限額管理事業所は関係事業所に「利用者負担上限額管理結果票」とともに「上限額管理事務支援シート（市町村単独軽減対応版）」を送付してください。
- 8 「上限額管理事務支援シート」の市町村への提出の可否等については、各市町村の指示に従ってください。
- 9 市町村単独軽減がある場合で、上限額管理事務について不明点がある場合は、各市町村にお問い合わせください。

上限額管理事務支援シート  
(標準版) 見本

上限額管理事務支援シート (標準版) (v3.0)

色のセルのみ入力できます。

提供年月	平成	年	月分
------	----	---	----

受給者証記載 市区町村番号	
受給者番号	
受給者氏名	
障害児氏名	
利用者負担 上限月額	

上限額管理結果	-	① 管理事業所で利用者負担額を超過したため、他事業所の利用者負担が発生しない。 ② 利用者負担額の各減額が、負担上限月額以下のため、調整事項は行わない。 ③ 利用者負担額の各減額が、負担上限月額を超過するため、下記の通り調整した。
---------	---	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

合 計		
総費用額	利用者負担額	管理結果後利用者負担額
0	0	0

優先順位	事業所番号	事業所名称	サービス種別コード	総費用額	利用者負担額	利用者負担額調整	事業所ごとの管理結果後利用者負担額
1 上限額 管理者				上限額管理加算算定前			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							

※表に記入する優先順位は、上限額管理者⇒居住サービス事業所⇒相談支援事業所⇒通所サービス事業所⇒訪問サービス事業所⇒短期入所事業所の順になります。  
 ※利用がない場合は、空欄とし、何も記載しないでください。

## 2. 利用者負担上限額管理結果票の作成

(作成者：上限額管理事業所)

- 1 「利用者負担上限額管理結果票」は簡易入力システムで作成及び印刷ができます。
- 2 「利用者負担上限額管理結果票」に入力する額を計算する「上限額管理事務支援シート」がありますので必要に応じて使用してください。このマニュアルでは「上限額管理事務支援シート」を使用した場合の「利用者負担上限額管理結果票」の作成方法を説明します。
- 3 市町村単独軽減が設定されている利用者の場合、利用者負担上限額（の一部）を「自治体助成分請求額」に入力する必要があります。しかし関係事業所に提出する「利用者負担上限額管理結果票」だけでは「自治体助成分請求額」に入力する額が不明であるため、上限額管理事業所は、関係事業所に対して「利用者負担上限額管理結果票」とともに「上限額管理事務支援シート（市町村単独軽減対応版）」を印刷し、一緒に提出してください。

なお、国基準の利用者負担上限額しか設定されていない利用者の場合は「利用者負担上限額管理結果票」だけの提出でかまいません。
- 4 簡易入力システムでの「利用者負担上限額管理結果票」の入力方法は、「電子請求受付システム 操作マニュアル（簡易入力／障害福祉サービス編）」を参照してください。

※ 川崎市の単独軽減には「上限額管理事務支援シート」が対応できませんので、具体的な上限額管理事務に関しては川崎市にお問い合わせください。





例4から作成した上限額管理事務支援シート(標準版)

国基準の利用者負担上限月額を入力します。

上限額管理事務支援シート(標準版)(v3.0)

色のセルのみ入力できます。

提供年月 平成 21 年 7 月分

加算『有』 管理結果票『要』

受給者証記載市区町村番号	141309
受給者番号	999999999
受給者氏名	川崎はなこ
障害児氏名	
利用者負担上限月額	9,300

上限額管理結果	1	1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記の通り調整した。
---------	---	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

合計		
総費用額	利用者負担額	管理結果後利用者負担額
283,592	18,600	9,300

優先順位	事業所番号	事業所名称	サービス種類コード	総費用額	利用者負担額	利用者負担額調整	事業所ごとの管理結果後利用者負担額
1 上限額管理者	141000000	A 上限額管理事業所 ①	11	上限額管理加算算定前 161,544	9,300	要調整(9300円→円)	9,300
			②	上限額管理加算算定後 163,134	9,300		
2	1412345678	かながわ福祉会 障害福祉サービス事業所	11 24	120,458	9,300	要調整(9300円→0円)	0

上の上限額管理事務支援シートをもとに作成した、簡易入力システム「利用者負担上限額管理結果票」画面

利用者負担上限額管理結果票

提供年月	平成 21 年 7 月分	管理事業所名	A 上限額管理事業所	情報照会		
受給者証番号	999999999	川崎 はなこ	障害児氏名	登録		
			市町村名	川崎市川崎区		
情報作成区分	新規			クリア		
利用者負担上限月額	9,300 円	利用者負担上限額管理結果	1	削除		
				戻る		
実績情報				明細追加		
No.	事業所番号	事業所名	合計	明細修正		
3			総費用額 利用者負担額 管理結果後利用者負担額	明細削除		
			283,592 円 18,600 円 9,300 円	明細クリア		
選択	No.	事業所番号	事業所名	総費用額	利用者負担額	管理結果後利用者負担額
	1	141000000	A 上限額管理事業所	163,134	9,300	9,300
	2	1412345678	かながわ福祉会 障害福祉サービス事業所	120,458	9,300	0

2- (2) 上限額管理事業所のみで利用者負担上限月額（国基準の上限額）を超えた場合【平成21年10月サービス提供分以降】  
（市町村単独軽減による上限額設定がない利用者の例）

平成21年10月サービス提供分以降、次の場合に該当する時は「利用者負担上限額管理結果票」の記載が一部省略することが可能になりました。

● 上限額管理事業所の利用分のみで、利用者負担上限額に到達した場合

この場合の上限額管理事務の行い方は次の手順の通りです。

【手順】

- 1 上限額管理事業所のみで利用者負担額が負担上限額に達した場合には、上限額管理者は関係事業所に対し「利用者負担額一覧表」の提出は「いらぬい」旨を電話、ファックス等で伝えます。
- 2 「利用者負担上限額管理結果票」は、次のすべてに該当する時に、関係事業所の「総費用額」「利用者負担額」「管理結果後利用者負担額」の入力を省略することができます。
  - ① サービス提供年月が「平成21年10月以降」であること
  - ② 「受給者番号」が忘れずに入力されていること
  - ③ 「利用者負担上限額管理結果」が「1」であること
  - ④ 関係事業所の「事業所番号」が忘れずに入力されていること

障害福祉サービス 電子請求受付システム(簡易入力) - 利用者負担上限額管理結果入力

ファイル(F) バージョン(V)

① 利用者負担上限額管理結果票

提供年月 平成 21 年 10 月分 管理事業所名 A 上限額管理事業所

受給者証番号 999999999 川崎 はなこ 障害児氏名 市町村名 川崎市川崎区

情報作成区分 新規 ②

利用者負担上限月額 9,300 円 利用者負担上限額管理結果 1 ③

1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。  
2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。  
3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

実績情報			合計		
事業所番号	事業所名		総費用額	利用者負担額	管理結果後利用者負担額
④ 1412345678	かながわ福祉会 障害福祉サービス事業所		163,134 円	9,300 円	9,300 円
総費用額	利用者負担額	管理結果後利用者負担額			
0 円	0 円	0 円			

※利用者負担上限額管理結果が1の場合、関係事業所の総費用額、利用者負担額、管理結果後利用者負担額は入力不要です。  
(登録時に自動的に0円が設定されます。)

選択	No.	事業所番号	事業所名	総費用額	利用者負担額	管理結果後利用者負担額
▶	1	1410000000	A 上限額管理事業所	163,134	9,300	9,300

①、②、③、④の条件がそれえば、「総費用額」「利用者負担額」「管理結果後利用者負担額」欄の入力が省略できるため、自動的に入力できない状態になります。

障害福祉サービス 電子請求受付システム(簡易入力) - 利用者負担上限額管理結果入力

ファイル(F) バージョン(V)

### 利用者負担上限額管理結果票

提供年月	平成 21 年 10 月分	管理事業所名	A 上限額管理事業所		
受給者証番号	999999999 ?	川崎 はなこ	障害児氏名	市町村名	川崎市川崎区

情報作成区分 新規

利用者負担上限月額 9,300 円    利用者負担上限額管理結果 1

1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。  
 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。  
 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

実績情報				合計			
No.	事業所番号	事業所名		総費用額	利用者負担額	管理結果後利用者負担額	
3				163,134 円	9,300 円	9,300 円	
		総費用額	円	利用者負担額	円	管理結果後利用者負担額	円

※利用者負担上限額管理結果が1の場合、関係事業所の総費用額、利用者負担額、管理結果後利用者負担額は入力不要です。(登録時に自動的に0円が設定されます。)

選択	No.	事業所番号	事業所名	総費用額	利用者負担額	管理結果後利用者負担額
▶	1	1410000000	A 上限額管理事業所	163,134	9,300	9,300
	2	1412345678	かながわ福祉会 障害福祉サービス事業所	0	0	0

上記の図の状態です。「明細追加」すると、このように「総費用額」「利用者負担額」「管理結果後利用者負担額」が「0」で自動的に入力されますが、これで正しい状態です。



●● 上限額管理事業所と関係事業所との連絡調整 ●●

上限額管理事業所のみでは利用者負担額が負担上限額に達しない場合には、上限額管理者は関係事業所に対し「利用者負担額一覧表」の提出を依頼することになりますので、上限額管理事業所は関係事業所と毎月連絡を取り合う必要があります。

また、上限額管理者は、上限額管理事業所のみで利用者負担額が負担上限額に達した場合でも、「利用者負担上限額管理結果票」等の情報を関係事業所に伝えることを忘れないようにしましょう。



例5から作成した上限額管理事務支援シート（標準版）

上限額管理事務支援シート（標準版）（v3.0）

色のセルのみ入力できます。

提供年月 平成 21 年 7 月分

加算『有』 管理結果票『要』

受給者証記載 市区町村番号	414317
受給者番号	999999999
受給者氏名	川崎 はなこ
障害児氏名	
利用者負担 上限月額	9,300

上限額管理結果	3	1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記の通り調整した。
---------	---	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

合 計		
総費用額	利用者負担額	管理結果後利用者負担額
119,189	11,919	9,300

優先順位	事業所番号	事業所名称	サービス 種 別 コード	総費用額	利用者負担額	利用者負担額調整	事業所ごとの 管理結果後 利用者負担額	
1 上限額 管理者	1410000000	A 上限額管理事業所		上限額管理加算前	74,399	7,440	調整の必要なし	7,599
				上限額管理加算後	75,989	7,599		
2	1412345678	かながわ福祉会 障害福祉サービス事業所		43,200	4,320	要調整(4320円→1701円)	1,701	

上の上限額管理事務支援シートをもとに作成した、簡易入力システム「利用者負担上限額管理結果票」画面

利用者負担上限額管理結果票

提供年月 平成 21 年 10 月分 管理事業所名 A 上限額管理事業所

受給者証番号 999999999 川崎 はなこ 障害児氏名 市町村名 川崎市川崎区

情報作成区分 新規

利用者負担上限月額 9,300円 利用者負担上限額管理結果 3

1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。  
 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。  
 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

実績情報			合 計		
No.	事業所番号	事業所名	総費用額	利用者負担額	管理結果後利用者負担額
3			119,189 円	11,919 円	9,300 円

※利用者負担上限額管理結果が1の場合、関係事業所の総費用額、利用者負担額、管理結果後利用者負担額は入力不要です。（登録時に自動的に0円が設定されます。）

選択	No.	事業所番号	事業所名	総費用額	利用者負担額	管理結果後利用者負担額
▶	1	1410000000	A 上限額管理事業所	75,989	7,599	7,599
	2	1412345678	かながわ福祉会 障害福祉サービス事業所	43,200	4,320	1,701

情報照会 登録 クリア 削除 戻る 明細追加 明細修正 明細削除 明細クリア

## 2-(4) 利用者の負担上限月額に市町村単独軽減が設定されている場合

### 【手順】

- 1 上限額管理事業所は自分の事業所で当該利用者にサービス提供した分の利用者負担額を計算します。（関係事業所が作成する「利用者負担額一覧表」と同じ手順で「総費用額」と「利用者負担額」を計算します。「2 上限額管理に係る計算及び帳票の記入 1. 利用者負担額一覧表の作成」を参照してください。）

※ 平成 21 年 4 月から、関係事業所のサービス利用がある場合、上限額管理加算が算定できるようになりましたので、上限額管理加算も忘れずに計上してください。

- 2 【手順】1で計算した「総費用額」と「利用者負担額」を「上限額管理事務支援シート（市町村単独軽減対応版）」の①に入力します。
- 3 「上限額管理事務支援シート（市町村単独軽減対応版）」に關係事業所から提出された「利用者負担額一覧表」から②を転記し、市町村単独軽減による利用者負担上限月額やその他必要項目を入力します。
- 4 「上限額管理事務支援シート（市町村単独軽減対応版）」で自動算出された結果を簡易入力システムの「利用者負担上限額管理結果票」に入力し、その他必要項目を入力すれば「利用者負担上限額管理結果票」は完成です。簡易入力システムの帳票印刷から「利用者負担上限額管理結果票」を印刷することも可能です。

例 6：關係事業所（かながわ福祉会障害福祉サービスセンター）から提出された「利用者負担額一覧表」

国基準の上限月額：1,500 円  
市町村単独軽減後の上限額：0 円

利用者負担額一覧表												
平成 21 年 8 月 2 日												
事業者	指定事業所番号	1	4	1	2	3	4	5	6	7	8	
	住所 (所在地)	横浜市中区日本大通1										
	電話番号	045-210-1111										
	名称	かながわ福祉会 障害福祉サービス事業所										

かながわ福祉会ケアホーム 殿												
下記のとおり提供します。												
平成	2	1	年	7	月分							

支給決定障害者等欄																						
市町村番号	1	4	1	0	4	4	/	/	/	/	/	/	総費用額	1	1	0	9	2	9	1	1	居宅介護
受給者証番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	9	利用者負担額										提供サービス	
氏名	[REDACTED]																					

關係事業所は、「利用者負担額」を国基準の上限額で計算することに注意してください。

例6から作成した上限額管理事務支援シート（市町村単独軽減対応版）

国基準額の上限額を入力し、その下の欄に市町村単独軽減による利用者負担上限月額を入力します。

上限額管理事業所はこの「上限額管理事務支援シート」も関係事業所に提出して下さい。

上限額管理事務支援シート（市町村単独軽減）

提供年月 平成 21 年 7 月分

受給者証記載市町村番号	141044
受給者番号	1234567899
受給者氏名	かながわじろう
障害児氏名	
利用者負担上限月額	1,500
自治体独自助成による利用者負担上限月額	0

管理結果	3	1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記の通り調整した。
------	---	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

合計				
総費用額	利用者負担額	管理結果後利用者負担額	自治体助成適用後利用者負担額	自治体助成額
125,490	2,957	1,500	0	1,500

優先順位	事業所番号	事業所名称	サービス種別コード	総費用額	利用者負担額	利用者負担額調整(国上限)	事業所ごとの管理結果後利用者負担額	利用者負担額調整(自治体上限)	自治体助成適用後利用者負担額	自治体助成額	
1 上限額管理者	1423456789	かながわ福祉会ケアホーム	31	上限額管理加算算定前	14,561	1,457	調整の必要なし	1,457	要調整(1457円→0円)	0	1,457
				上限額管理加算算定後	14,561	1,457					
2	1412345678	かながわ福祉会 障害福祉サービス事業所	11	110,929	1,500	要調整(1500円→43円)	43	要調整(43円→0円)	0	43	

平成 21 年 4 月から、関係事業所のサービス利用がある場合、上限額管理加算のあるサービスでは上限額管理加算が算定できるようになりました。上限額管理加算がもともとないサービス種類の事業所が上限額管理事業所になっている場合は、「上限額管理事務支援シート」では「上限額管理加算算定後」の欄に「上限額管理加算算定前」の数字と同じ数を入力してください。

**利用者負担上限額管理結果票**

提供年月	平成 21 年 7 月分	管理事業所名	かながわ福祉会ケアホーム
受給者証番号	1234567899	かながわじろう	障害児氏名
市町村名	横浜市 横滨市中区		

情報作成区分: 新規

利用者負担上限月額	1,500 円	利用者負担上限額管理結果	3
-----------	---------	--------------	---

1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。  
 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。  
 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

実績情報				合計		
No.	事業所番号	事業所名		総費用額	利用者負担額	管理結果後利用者負担額
3						
			総費用額	125,490 円	2,957 円	1,500 円
			利用者負担額			
			管理結果後利用者負担額			

選択	No.	事業所番号	事業所名	総費用額	利用者負担額	管理結果後利用者負担額
▶	1	1423456789	かながわ福祉会ケアホーム	14,561	1,457	1,457
	2	1412345678	かながわ福祉会 障害福祉サービス事業所	110,929	1,500	43

情報照会

登録

クリア

削除

戻る

明細追加

明細修正

明細削除

明細クリア



「利用者負担上限額管理結果票」を印刷したイメージ

2-(4)の例で「利用者負担上限額管理結果票」を簡易入力システムの帳票印刷機能で印刷するとこのようになります。

利用者負担上限額管理結果票（確認リスト）

平成 21 年 7 月分

市町村番号	141044	指定事業所番号	1423456789
受給者証番号	1234567899	管理事業者 事業者及びその事業所の名称	かながわ福祉ケアホーム
支給決定障害者等氏名	かながわじろう		
支給決定に係る障害児氏名			

利用者負担上限月額 1,500

利用者負担上限額管理結果 3

- 1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。
- 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。
- 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

利用者負担額計・調整欄	項番	1	2		
	事業所番号	1423456789	1412345678		
	事業所名称	かながわ福祉ケアホーム	かながわ福祉会 障害福祉サービス事業所		
	総費用額	14,561	110,929		
	利用者負担額	1,457	1,500		
	管理結果後利用者負担額	1,457	43		

利用者負担額集計・調整欄	項番				
	事業所番号				合計
	事業所名称				
	総費用額				125,490
	利用者負担額				2,957
	管理結果後利用者負担額				1,500

上記内容について確認しました。

平成 年 月 日

上限額管理事業所はこの欄に利用者から確認を得てください。

### 3.

～関係事業所と上限額管理事業所が「上限額管理事務支援シート（市町村単独加算対応版）」と「利用者負担上限額管理結果票」から「介護給付費・訓練等給付費明細書」を入力する方法～

- 1 上限額管理事業所は作成した「上限額管理事務支援シート（市町村単独加算対応版）」と「利用者負担上限額管理結果票」を関係事業所に提出します。
- 2 上限額管理事業所と関係事業所はそれぞれ簡易入力システムで「介護給付費・訓練等給付費明細書」の該当する欄に「上限額管理事務支援シート（市町村単独加算対応版）」と「利用者負担上限額管理結果票」の額を転記すれば、入力は完成です。

3- (1) 国基準の利用者負担上限月額：1,500円  
 市町村単独軽減による負担上限月額：0円 の例  
 (市町村単独軽減による負担上限月額が0円以外の場合でも同様です)

上限額管理事務支援シート (市町村単独軽減対応版) (v3.0)   色のセルのみ入力できます。

提供年月	平成	21	年	7	月分
------	----	----	---	---	----

①

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>支給者証記載市町村番号</td><td>141044</td></tr> <tr><td>支給者番号</td><td>1234567899</td></tr> <tr><td>支給者氏名</td><td>かながわじろう</td></tr> <tr><td>障害児氏名</td><td></td></tr> <tr><td>利用者負担上限月額</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>自治体独自助成による利用者負担上限月額</td><td>0</td></tr> </table>	支給者証記載市町村番号	141044	支給者番号	1234567899	支給者氏名	かながわじろう	障害児氏名		利用者負担上限月額	1,500	自治体独自助成による利用者負担上限月額	0	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">上限額管理結果</td> <td style="width: 15%; text-align: center; border: 2px solid black;">3</td> <td style="width: 70%;">           1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。            2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。            3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記の通り調整した。         </td> </tr> </table>	上限額管理結果	3	1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記の通り調整した。
支給者証記載市町村番号	141044															
支給者番号	1234567899															
支給者氏名	かながわじろう															
障害児氏名																
利用者負担上限月額	1,500															
自治体独自助成による利用者負担上限月額	0															
上限額管理結果	3	1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記の通り調整した。														

次ページ①へ転記します。

合計				
総費用額	利用者負担額	管理結果後利用者負担額	自治体助成適用後利用者負担額	自治体助成額
125,490	2,957	1,500	0	1,500

優先順位	事業所番号	事業所名称	サービス種別コード	総費用額	利用者負担額	利用者負担額調整(国上限)	事業所ごとの管理結果後利用者負担額	利用者負担額調整(自治体上限)	自治体助成適用後利用者負担額	自治体助成額
1 上限額管理者	1423456789	かながわ福祉ケアホーム	31	14,561	1,457	調整の必要なし	1,457	要調整(1457円→0円)	0	1,457
				14,561	1,457					
2	1412345678	かながわ福祉会 障害福祉サービス事業所	11	110,929	1,500	要調整(1500円→43円)	43	要調整(43円→0円)	0	43

利用者負担上限額管理結果票 (確認リスト)

平成 21 年 7 月分								
市町村番号	141044							
受給者証番号	1234567899	管理事業者	指定事業所番号	1423456789				
支給決定障害者等氏名	かながわじろう		事業者及びその事業所の名称	かながわ福祉ケアホーム				
支給決定に係る障害児氏名								
利用者負担上限月額			1,500					
利用者負担上限額管理結果		3						
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。								
利用者負担額集計・勘定票	項番	1	2					
	事業所番号	1423456789	1412345678					
	事業所名称	かながわ福祉ケアホーム	かながわ福祉会 障害福祉サービス事業所					
	総費用額	14,561	110,929					
	利用者負担額	1,457	1,500					
管理結果後利用者負担額	1,457	43						

次ページ④及び⑤へ転記します。

次ページ②及び③へ転記します。

例8：上限額管理事業所（かながわ福祉ケアホーム）が作成した「上限額管理事務支援シート（市町村単独軽減対応版）」及び「利用者負担額上限額管理結果票」

例8から関係事業所（かながわ福祉会 障害福祉サービス事業所）が作成した「介護給付費・訓練等給付費等明細書入力画面」

訓練等給付費等明細書(様式第二) 集計情報  
かながわ福祉会 障害福祉サービス事業所

受給者証番号 1234567899 かながわじろう 障害児氏名 市町村名 横浜市中区  
助成自治体番号 141002 横浜市 地域区分 02 特 ① 另規費支援A型等 ⑤ 無し

利用者負担上限月額① 1,500円 利用者負担上限額 指定事業所番号 1423456789 管理結果 3 管理結果額 43円  
障害程度区分 無し 管理事業所 かながわ福祉会ケアホーム

No.	2	サービス種類	サービス利用日数		給付単位数	単位	単位数	単価	円/単位
サービス利用日数	日	給付単位数	日	給付単位数	円	円	円	円	円
給付率	90/100	総費用額	円	円	円	円	円	円	円
給付率に基づく利用者負担額②	円	上限月額調整(①②の内少ない額)	円	円	円	円	円	円	円
A型減免減免後利用者負担額	円	調整後利用者負担額	円	円	円	円	円	円	円
決定利用者負担額	円	請求額給付費	円	円	円	円	円	円	円
自治体助成分請求額	円	請求額特別対策費	円	円	円	円	円	円	円

選択	No.	サービス種類コード	サービス利用日数	給付単位数	単位数	単価	給付率	総費用額	給付率に基づく			A型減免			請求額			
									請求額	利用者負担額②	上限月額調整	事業者減免額	減免後利用者負担額	調整後利用者負担額	上限額管理後利用者負担額	決定利用者負担額	給付費	特別対策費
▶	1	11	25	10,465	10,600	90	110,929	99,836	11,093	1,500				43	43	110,886		43

- 情報照会
- 登録
- クリア
- 削除
- 戻る
- 明細へ(2/4)
- 合計へ(4/4)
- 明細追加
- 明細修正
- 明細削除
- 明細クリア

例8から上限額管理事業所（かながわ福祉会ケアホーム）が作成した「介護給付費・訓練等給付費等明細書入力画面」

給付費・訓練等給付費等明細書(様式第三) 集計情報  
かながわ福祉会ケアホーム

事業所名 かながわ福祉会ケアホーム 障害児氏名 市町村名 横浜市中区  
地域区分 02 特 ① ④

利用者負担上限月額① 1,500円 利用者負担上限額 指定事業所番号 1423456789 管理結果 3 管理結果額 1,457円  
障害程度区分 区分4 管理事業所 かながわ福祉会ケアホーム

日中活動先事業所 指定事業所番号 当該事業所への通所日数 日

No.	2	サービス種類	サービス利用日数		給付単位数	単位	単位数	単価	円/単位
サービス利用日数	日	給付単位数	日	給付単位数	円	円	円	円	円
給付率	90/100	総費用額	円	円	円	円	円	円	円
給付率に基づく利用者負担額②	円	上限月額調整(①②の内少ない額)	円	円	円	円	円	円	円
上限額管理後利用者負担額	円	決定利用者負担額	円	円	円	円	円	円	円
請求額特別対策費	円	請求額給付費	円	円	円	円	円	円	円
自治体助成分請求額	円	請求額特別対策費	円	円	円	円	円	円	円

選択	No.	サービス種類コード	サービス利用日数	給付単位数	単位数	単価	給付率	総費用額	給付率に基づく			A型減免			請求額			
									請求額	利用者負担額②	上限月額調整	事業者減免額	減免後利用者負担額	調整後利用者負担額	上限額管理後利用者負担額	決定利用者負担額	給付費	特別対策費
▶	1	31	3	1,347	10,810	90	14,561	13,104	1,457	1,457				1,457	1,457	13,104		1,457

- 情報照会
- 登録
- クリア
- 削除
- 戻る
- 明細へ(2/4)
- 合計へ(4/4)
- 明細追加
- 明細修正
- 明細削除
- 明細クリア



- 簡易入力システムの「介護給付費・訓練等給付費等明細書」の「日数情報」入力画面の「助成自治体番号」には何を入力すればいいの？ ●●

市町村単独軽減により利用者の負担上限月額が国基準よりも低く設定されている場合、簡易入力システムの「介護給付費・訓練等給付費明細書」の「日数情報」入力画面で「助成自治体番号」を入力し、その上で「自治体助成分請求額」を入力しなければ、エラーになります。

横浜市、川崎市の区から支給決定を受けている利用者の場合はそれぞれ「横浜市(141002)」「川崎市(141309)」の助成自治体番号を入力する必要があります。この時支給決定の区の番号を入力すると、請求情報は作成できますが、その後の請求エラー点検（電子請求受付システムに伝送後の請求のエラー点検）の際にエラーとされてしまいますのでご注意ください。

その他の市町村から支給決定を受けている場合は、支給決定市町村の助成自治体番号を入力します。

市町村単独軽減がない利用者の場合は「助成自治体番号」は何も入力しません。

介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第三) 集計情報															
提供年月	平成 13 年 9 月分		事業所名	かわさき福祉ケアホーム											
登録者証番号	0000000004		利用者氏名	かわさき福祉ケアホーム											
助成自治体番号	141002	横浜市	地域区分	02	特甲地	市町村名	横浜市鶴見区								
利用者負担上限月額	6,150 円		利用者負担上限額	指定事業所番号		1420000000	管理結果	3	管理結果額	2,595 円					
障害程度区分	区分4		事業所	かわさき福祉ケアホーム											
日中活動先事業所	指定事業所番号														
	当該事業所への通所日数														
<p>この例は「横浜市鶴見区」から支給決定を受けた利用者で、市町村単独軽減の対象者である場合です。 「横浜市鶴見区」が支給決定区ですが、助成自治体は「横浜市」を入力しており、正しい状態です。</p>															
選択	No.	サービス種類コード	サービス利用日数	給付単位数	単価	金額	請求額	利用者負担額	月額調整	負担額	利用者負担額	利用者負担額	給付費	特別対策費	自治体助成分請求額
1	31	8	2,400	10,810	90	25,944	23,343	2,595	2,595		2,595	2,595	23,343		95

情報照会

登録

クリア

削除

戻る

明細へ(2/4)

合計へ(4/4)

明細追加

明細修正

明細削除

明細クリア

## 4 参考

サービスの利用状況と上限額管理結果票の作成の要否は次の通りです。  
(上限額管理事業所が上限額管理加算対象サービス事業所の場合)

項番	上限額 管理事 業所の 利用	関係事業所		状態	管理 結果	加算 の 有無	上限額 管理結 果票作 成要否	具体例 (上限月額を6,500円とし、級地区分は考慮してい ない)							
		利用	事業 所数					上限額管理事 業所分	上限額管理加算以外 上限額管理加算						
1	有	有		上限額管理事業所分 で上限超過	1	有	要	イ	6,500円	150円	2,000円				
2								6,400円	150円	2,000円					
3								6,350円	150円	2,000円					
4				上限額管理事業所分 と関係事業所分を合 算しても上限以下	2	有		イ	4,000円	150円	2,000円				
5								4,350円	150円	2,000円					
6								5,400円	150円	2,000円					
7				上限額管理事業所分 と関係事業所分を合 算して上限超過	3	有		イ	4,400円	150円	2,000円				
8	4,400円	150円	2,000円												
8	無	無		上限額管理事業所分 で上限超過	無	無	不要	イ	6,500円	—	—				
9								6,350円	—	—					
10	無	有	1	上限額管理事業所分 と関係事業所分を合 算しても上限以下	2	有	要	イ	—	150円	6,000円				
11								—	150円	6,400円					
12				上限額管理事業所分 と関係事業所分を合 算しても上限以下	2	有		イ	—	150円	3,000円	3,000円			
13								—	150円	3,350円	3,000円				
14								上限額管理事業所分 と関係事業所分を合 算して上限超過	3	有	イ	—	150円	6,400円	3,000円
15											—	150円	3,500円	3,000円	

(この表は国の資料をもとに神奈川県で加工したものです。)



●● 上限額管理事業所の皆様へ ●●

関係事業所は「介護給付費・訓練等給付費明細書」の入力の際に、「上限額管理結果票」のどこの額を入力したらよいのか分からなくなることもあるため、上限額管理事業所は、必要に応じて以下の記入例を関係事業所にファックス等して下さい。

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| 47 ページの記入例 | 市町村単独軽減が設定されている利用者の場合  |
| 48 ページの記入例 | 市町村単独軽減が設定されていない利用者の場合 |



関係事業所の請求担当者様

「上限額管理結果票」と「上限額管理事務支援シート（市町村単独軽減対応版）」の記載内容について、以下の図を参考に「上限額管理結果」を「介護給付費・訓練等給付費」入力画面へ入力して下さい。

上限額管理事務支援シート（市町村単独軽減対応版）

提供年月 平成 19 年 9 月分

受給者証記載市町村庁番号	141010
受給者番号	0000000002
受給者氏名	Aさん
障害児氏名	
利用者負担上限月額	6,150
自治体独自負担による利用者負担上限額	2,500

上限額管理結果 3

この欄に管理結果が示されています。

合計				
総費用額	利用者負担額	管理結果後利用者負担額	自治体助成額適用後利用者負担額	自治体助成額
176,276	8,745	6,150	2,500	3,650

優先順位	事業所番号	事業所名称	サービスコード	総費用額	利用者負担額	利用者負担調整(国・上限)	事業所ごとの管理結果後利用者負担額	利用者負担調整(自治体・上限)	自治体助成額適用後利用者負担額	自治体助成額
1	1420000003	上限額管理事業所〇〇	31	25,944	2,595	調整の必要なし	2,595	要調整(2595円→2500円)	2,500	95
2	1410000000	関係事業所△△	22	150,332	6,150	要調整(6150円→3555円)	3,555	要調整(3555円→0円)	0	3,555

この欄に自治体助成成分請求額が示されています。

利用者負担上限額管理結果票（確認リスト）

市町村番号 141010 平成 19 年 9 月

受給者証番号 0000000004

受給者氏名 [ ]

障害児氏名 [ ]

利用者負担上限月額 6,150

利用者負担上限額管理結果 3

1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他の事業所での利用者負担は発生しない。  
 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。  
 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

項番	1	2
事業所番号	1420000003	1410000000
事業所名称	〇〇	△△
総費用額	25,944	150,332
利用者負担額	2,595	6,150
管理結果後利用者負担額	2,595	3,555

この欄に上限額管理後利用者負担額が示されています。

簡易入力システムの「介護給付費・訓練等給付費」入力画面では、同じ番号の欄に転記して下さい。

介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第...)

提供年月 平成 19 年 9 月分 事業所名 [ ] 市町村名 横浜市 横浜市 ③

受給者番号 0000000004 障害児氏名 [ ]

事業所番号 141002 横浜市 地区区分 0

上限月額 6,150円 管理結果 3 管理結果額 3,555円

同じ番号の欄に数字を転記します。

サービス利用日数	サービス種類	給付率	総費用額	利用者負担額	上限月額調整	A型減免	調整後利用者負担額	上限額管理後利用者負担額	決定利用者負担額	請求額	自治体助成成分請求額
90	3	90	93,728	84,355	6,150		6,150	3,555	3,555	90,173	3,555

この欄に自治体助成成分請求額が示されています。

関係事業所の請求担当者様

「上限額管理結果票」の記載内容について、以下の図を参考に「上限額管理結果」を「介護給付費・訓練等給付費」入力画面へ入力して下さい。

利用者負担上限額管理結果票（確認リスト）

平成 19 年 9 月

市町村番号	141010	新定事業所番号	1420000003
発給者証番号	0000000004	事業所番号	1410000000
支給決定障害者等氏名	●●●●●●	事業所名	○●
支給決定に係る障害児氏名	●●●●●●	事業所名	△△
利用者負担上限月額	6,150		
利用者負担上限額管理結果	3		

①

関係事業所の請求額情報は「項番」の2以降に示されていますので、自分の事業所名のある列を参照して下さい。

②

この欄に上限額管理後利用者負担額が示されています。

項番	1	2
事業所番号	1420000003	1410000000
事業所名	○●	△△
総費用額	25,944	150,332
利用者負担額	2,595	6,150
管理結果適用後利用者負担額	2,595	3,555

②

この欄に管理結果が示されています。

1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他の事業所からの利用者負担は発生しない。  
 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下であるため、調整事務は行わない。  
 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

簡易入力システムの「介護給付費・訓練等給付費」入力画面では、同じ番号の欄に転記して下さい。

介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二) 集計情報

平成 19 年 9 月分 事業所名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

市町村名 横浜市 地域区分 02 就労継続支援A型事業者負担 無し

利用者負担上限月額 6,150円 管理結果 3 管理結果額 3,555円

同じ番号の欄に数字を転記します。

②

No	3	サービス種類	給付率に基づく		A型減免		請求額	
サービス利用日数	日	給付単位数	単価	単位数	調整後利用者負担額	上限額管理後利用者負担額	決定利用者負担額	自治体助成分請求額
給付率	90/100	総費用額	円	給付率に基づく請求額	円	給付額	円	
給付率に基づく利用者負担額	円	上限月額調整(①②の内少ない額)	円	A型減免事業者減免額	円	請求額特別対策費	円	
A型減免減免後利用者負担額	円	調整後利用者負担額	円	上限額管理後利用者負担額	円			
決定利用者負担額	円	請求額給付費	円	請求額特別対策費	円			
自治体助成分請求額	円							

選択	No	サービス種類コード	サービス利用日数	給付単位数	単価	給付率	総費用額	請求額	利用者負担額	上限月額調整	A型減免	調整後利用者負担額	上限額管理後利用者負担額	決定利用者負担額	請求額	自治体助成分請求額
	1	22	7	8,834	10,610	90	93,728	84,355	9,373	6,150		6,150	3,555	3,555	90,173	

②

### 3 上限額管理に関する帳票見本



# 利用者負担額一覧表

平成 年 月 日

( 提 供 先 )

殿

下記のとおり提供します。

平成			年			月分
----	--	--	---	--	--	----

事業者	指定事業所番号								
	住 所 (所在地)								
	電話番号								
	名 称								

項番	支給決定障害者等欄																
	市町村番号										総費用額						提供サービス
	受給者証番号										利用者負担額						
	氏名																
	市町村番号										総費用額						提供サービス
	受給者証番号										利用者負担額						
	氏名																
	市町村番号										総費用額						提供サービス
	受給者証番号										利用者負担額						
	氏名																
	市町村番号										総費用額						提供サービス
	受給者証番号										利用者負担額						
	氏名																
	市町村番号										総費用額						提供サービス
	受給者証番号										利用者負担額						
	氏名																
	市町村番号										総費用額						提供サービス
	受給者証番号										利用者負担額						
	氏名																
	市町村番号										総費用額						提供サービス
	受給者証番号										利用者負担額						
	氏名																
	市町村番号										総費用額						提供サービス
	受給者証番号										利用者負担額						
	氏名																
	市町村番号										総費用額						提供サービス
	受給者証番号										利用者負担額						
	氏名																

# 利用者負担上限額管理結果票

平成  年  月  分

市町村番号	<input type="text"/>	指定事業所番号	<input type="text"/>
受給者証番号	<input type="text"/>	管理 事業 者	事業所及び その事業所 の名称
支給決定障害者等 氏名	<input type="text"/>		
支給決定に係る 障害児氏名	<input type="text"/>		

利用者負担上限月額

## 利用者負担上限額管理結果

- 1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。
- 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。
- 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

利用者負担額集計・調整欄	項番	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	事業所番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	事業所名称	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	総費用額	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	利用者負担額	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	管理結果後利用者負担額	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

利用者負担額集計・調整欄	項番	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	合計
	事業所番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	事業所名称	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	総費用額	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	利用者負担額	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	管理結果後利用者負担額	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

上記内容について確認しました。

平成 年 月 日

支給決定障害者等氏名

## 4 上限額管理に関する よくある質問



## 上限額管理事務に関して よくある質問

Q1 上限額管理事務の受諾は事業所の任意ですか。また優先順位に関わらず、上限額管理事業所になることは可能ですか。

A1 居住系事業所、療養介護事業所は利用者負担額の管理が業務として位置づけられていますので、利用者から上限額管理の依頼があった場合は原則拒否することはできません。

他の日中活動系事業所、訪問系事業所のみ利用している場合は、国の優先順位に基づき、受諾するのが原則ですが、利用者の希望等により優先順位にとらわれず、上限額管理事業所になることは可能です。

Q2 上限額管理者の優先順位について、同サービスで同時間契約の場合、どちらが管理者となればよいのですか。

A2 利用者、事業所で協議の上、いずれかが上限額管理者になって下さい。

Q3 利用者が、新事業所と契約を結んだ場合で、優先順位が変更になった場合でも上限管理者に変更は生じないのですか。

A3 新たに契約を結んだ事業所が居住系事業所、療養介護事業所である場合は、上限管理者は変更になります。新たに契約を結んだ事業所が日中系事業所や訪問系事業所の場合は、通常は上限管理者の変更は必要ありません。利用者から上限管理者の変更希望などがある場合は変更することも可能です。

Q4 関係事業所の利用はあるが上限額管理事業所の利用がない場合、上限額管理事業所は上限管理加算のみ請求することになるのですか。

A4 お見込みのとおりです。

Q5 上限額管理後ある一法人が過誤再請求をして、請求額、自己負担額が既に請求した額よりも下回った場合、他の関係事業所はどのような対応になるのですか。

A5 上限額管理結果後に、1つの関係事業所が過誤請求をすることで、他の関係事業所の利用者負担額が変更になる場合は、他の関係事業所も過誤再請求となります。ただし、1つの関係事業所が過誤再請求を行っても他の関係事業所の利用者負担額に変更のない場合は、他の関係事業所は過誤再請求は行いません。

関係事業所が過誤再請求を行う場合は、上限額管理事業所から訂正した「利用者負担上限額管理結果表」を送信してもら必要があります。

Q6 利用者が介護給付費等の居宅介護と地域生活支援事業の移動支援を利用する場合、上限額管理を行う必要がありますか。

A6 居宅介護と移動支援を利用する場合で、居宅介護が1事業所のみ利用である場合は、上限管理は行いません。

Q7 上限額管理対象者の認定を受けた利用者で、当該月に1事業所しか利用しなかった場合上限額管理は行わなければならないのですか。

A7 ある月の利用が上限管理事業所のみ場合は「上限額管理結果表」の送信は必要ありません。その場合は介護給付費・訓練等給付費等請求明細書情報の日数情報の『上限額管理事業所－「指定事業所番号」「管理結果」「管理結果額」』欄は入力しません。

当該入力欄を入力した場合は「上限額管理結果票」を送信する必要があります。

Q8 関係事業所での利用が全くなかった場合、その月は上限額管理事業所に「利用者負担額一覧票」は提出しなくてもよいでしょうか。

A8 利用がなかった旨は上限額管理事業所に伝えてください。利用者負担一覧票の提出はなくてもよいと考えています。



Q9 平成21年9月までの取り扱いで、「上限額管理加算」を算定しない状態で「利用者負担上限額管理結果」が「3」になった場合「上限額管理加算」を計上し、再度「総費用額」と「利用者負担額」を算出し、管理結果後利用者負担額を再計算しますが、「上限額管理加算」を計上することで上限額管理事業所のみ利用者負担額が月額上限を超えてしまい、関係事業所との間に利用者負担額の実質的な調整が発生しなくなる場合もあります。その場合も「上限額管理加算」を計上してよいのでしょうか。

A9 お見込みの通りです。

Q10 上限額管理結果票は事業所で保管しなければなりませんか。

A10 利用者に対するサービス提供に関する諸記録は5年間保管することが義務付けられていますので、上限額管理結果票も同様に保管して下さい。

Q11 請求を行った結果「EG17（上限額管理対象外の受給者です）」というエラーが出てしまいました。どのように対応したらよいのでしょうか。

A11 受給者証によりその利用者が上限額管理対象者であるか確認して下さい。

上限額管理対象者であった場合は、請求情報を作成する際に入力した受給者番号に入力ミスがないか確認して下さい。それでもなお、エラーの原因が不明である場合は、上限額管理対象者として受給者台帳に登録されているか、支給決定市町村に確認して下さい。

上限額管理対象者でない場合は、請求情報に上限額管理事業所番号が設定されていることが原因ですので、簡易入力システムの「基本情報設定」の「受給者情報入力」画面で利用者負担上限額管理を「無し」にして下さい。

Q12 請求を行った結果「EG05（上限額管理事業所として登録されていません）」というエラーが出てしまいました。どのように対応したらよいのでしょうか。

A12 簡易入力システムの「基本情報設定」の「受給者情報入力」画面で上限額管理事業所の事業所番号が正しく入力してあるか確認してください。地域生活支援事業所の事業所番号を入力した場合は、たとえ番号自体は正しく入力していてもエラーになりますのでご注意ください（地域生活支援事業所は上限額管理事業所にはなりません）。

Q13 請求を行った結果「E J 13 (管理結果額が上限額管理後利用者負担額と一致しません)」というエラーが出てしまいました。どのように対応したらよいでしょうか。

A13 「介護給付費・訓練等給付費等明細書」入力画面で「管理結果額」と「上限額管理後利用者負担額」の値が等しくなるように入力して下さい。次に、「上限額管理後利用者負担額」と「決定利用者負担額」が等しくなるように入力して下さい。また「決定利用者負担額」が「利用者負担上限月額」を超えていないことを確認して下さい。

Q14 請求を行った結果「E J 16 (管理結果と管理結果額の関係が不正です)」というエラーが出てしまいました。どのように対応したらよいでしょうか。

A14 次の表を参考にしてください。

# エラーコードE J 1 6の解消方法

上限額管理事業所においてE J 1 6が発生した場合

管理結果「1」		「利用者負担上限月額①」が正しいことを受給者証で確認し、「管理結果額」と「利用者負担上限月額①」が等しくなるように入力して下さい。
管理結果「2」	A型減免を実施している	「管理結果額」または請求額集計欄・合計欄の「A型減免・減免後利用者負担額」のどちらか、または両方の値が誤っている可能性があります。「管理結果額」と請求額集計欄・合計欄の「A型減免・減免後利用者負担額」が等しくなるように入力して下さい。
	A型減免を実施していない	「管理結果額」または請求額集計欄・合計欄の「上限月額調整（①②の内少ない数）」のどちらか、または両方の値が誤っている可能性があります。「管理結果額」と請求額集計欄・合計欄の「上限月額調整（①②の内少ない数）」が等しくなるように入力して下さい。
管理結果「3」	A型減免を実施している	「管理結果額」または請求額集計欄・合計欄の「A型減免・減免後利用者負担額」のどちらか、または両方の値が誤っている可能性があります。「管理結果額」と請求額集計欄・合計欄の「A型減免・減免後利用者負担額」が等しくなるように入力して下さい。
	A型減免を実施していない	「管理結果額」または請求額集計欄・合計欄の「上限月額調整（①②の内少ない数）」のどちらか、または両方の値が誤っている可能性があります。「管理結果額」と請求額集計欄・合計欄の「上限月額調整（①②の内少ない数）」が等しくなるように入力して下さい。

関係事業所においてE J 1 6が発生した場合

管理結果「1」		管理結果が「1」の場合は、「管理結果額」に「0」を入力して下さい。	
管理結果「2」	A型減免を実施している	「A型減免・減免後利用者負担額」が「利用者負担上限月額①」よりも大きい場合	「管理結果額」または請求額集計欄・合計欄の「調整後利用者負担額」のどちらか、または両方の値が誤っている可能性があります。「管理結果額」と請求額集計欄・合計欄の「調整後利用者負担額」が等しくなるように入力して下さい。
		「A型減免・減免後利用者負担額」が「利用者負担上限月額①」以下の場合	「管理結果額」または請求額集計欄・合計欄の「A型減免・減免後利用者負担額」のどちらか、または両方の値が誤っている可能性があります。「管理結果額」と請求額集計欄・合計欄の「A型減免・減免後利用者負担額」が等しくなるように入力して下さい。
	A型減免を実施していない	「上限月額調整（①②の内少ない数）」が「利用者負担上限月額①」よりも大きい場合	「管理結果額」または請求額集計欄・合計欄の「調整後利用者負担額」のどちらか、または両方の値が誤っている可能性があります。「管理結果額」と請求額集計欄・合計欄の「調整後利用者負担額」が等しくなるように入力して下さい。
		「上限月額調整（①②の内少ない数）」が「利用者負担上限月額①」以下の場合	「管理結果額」または請求額集計欄・合計欄の「上限月額調整（①②の内少ない数）」のどちらか、または両方の値が誤っている可能性があります。「管理結果額」と請求額集計欄・合計欄の「上限月額調整（①②の内少ない数）」が等しくなるように入力して下さい。
管理結果「3」	A型減免を実施している	「A型減免・減免後利用者負担額」が「利用者負担上限月額①」よりも大きい場合	「管理結果額」または請求額集計欄・合計欄の「調整後利用者負担額」のどちらか、または両方の値が誤っている可能性があります。「管理結果額」が請求額集計欄・合計欄の「調整後利用者負担額」以下になるように入力して下さい。
		「A型減免・減免後利用者負担額」が「利用者負担上限月額①」以下の場合	「管理結果額」または請求額集計欄・合計欄の「A型減免・減免後利用者負担額」のどちらか、または両方の値が誤っている可能性があります。「管理結果額」が請求額集計欄・合計欄の「A型減免・減免後利用者負担額」以下になるように入力して下さい。
	A型減免を実施していない	「上限月額調整（①②の内少ない数）」が「利用者負担上限月額①」よりも大きい場合	「管理結果額」または請求額集計欄・合計欄の「調整後利用者負担額」のどちらか、または両方の値が誤っている可能性があります。「管理結果額」が請求額集計欄・合計欄の「調整後利用者負担額」以下になるように入力して下さい。
		「上限月額調整（①②の内少ない数）」が「利用者負担上限月額①」以下の場合	「管理結果額」または請求額集計欄・合計欄の「上限月額調整（①②の内少ない数）」のどちらか、または両方の値が誤っている可能性があります。「管理結果額」が請求額集計欄・合計欄の「上限月額調整（①②の内少ない数）」以下になるように入力して下さい。